

研修教材

六訂 検務事務入門

法務総合研究所

研修教材

六訂 検務事務入門

法務総合研究所

研 修 教 材

六 訂 檢 務 事 務 入 門

法 務 綜 合 研 究 所

六訂版のはしがき

平成26年3月に発刊された研修教材「五訂版検務事務入門」を改訂し、六訂版として本書を刊行する。

今回の改訂では、「五訂版検務事務入門」を基に、その後の検務関係事務規程の改正に伴い、関連部分について書き改めたものである。

本改訂に当たっては、楠元正直刑事局総務課企画調査室上席補佐官において加筆、補筆の労を煩わし、刑事局総務課検務係の協力を得た。

令和6年3月

法務総合研究所

五訂版のはしがき

平成 14 年 3 月に発刊された研修教材「四訂版検務事務入門」の五訂版として、本書を刊行する。

今回の改訂では、「四訂版検務事務入門」を基に、全部又は一部について改正された検務関係事務規程が平成 25 年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、関連部分について書き改めたものである。

本改訂に当たっては、当所研修第二部事務担当において加筆、補筆し、葦孝一刑事局総務課補佐官に校閲の労を煩わした。

平成 26 年 3 月

法務総合研究所

四訂版のはしがき

平成 7 年 3 月に発刊された研修教材「三訂版検務事務入門」の四訂版として、本書を刊行する。

今回の改訂では、「三訂版検務事務入門」を基に、その後の検務関係事務規程の改正に伴い、関連部分について書き改めたものである。

本改訂に当たっては、扇谷俊春刑事局総務課法務専門官に加筆、補筆の労を煩わした。

平成 14 年 3 月

法務総合研究所

三訂版のはしがき

平成2年3月に発刊された研修教材「改訂版検務事務入門」の三訂版として、本書を刊行する。

今回の改訂では、特に、「証拠品事務規程」の改定の部分を中心に書き改めたほか、令状事務及び執行事務関連部分にも補筆を加えた。

本改訂に当たっては、法務省刑事局刑事調査官近藤康利氏に加筆、補筆の労を煩わした。ここに感謝の意を表する次第である。

平成7年3月

法務総合研究所

改訂版のはしがき

昭和60年2月に発刊された研修教材「新版検務事務入門」の改訂版として、本書を刊行する。

記録事務については、昭和62年6月に刑事確定訴訟記録法（同年法律第64号）が制定され、これが同63年1月1日から施行されたことに伴って、同日から「記録事務規程」が施行され、これによって運用されるに至っている。また、事件事務についても、全面改正された「事件事務規程」が同63年4月1日から施行されている。そこで、今回の改訂では、特に、「第8章記録事務」の部分を全面的に書き改めたほか、事件事務関連部分にも補筆を加えた。

本改訂に当たっては、上記新版の執筆者である長塚享東京高等検察庁事務局長を煩わした。

平成2年3月

法務総合研究所

はしがき

この資料は、検察事務官初等科研修における検務事務の教材用として作成したものである。

検務事務は、被疑事件の受理から裁判の執行に至るまでの一連の事務及びそれに付随する各般の事務を包含する極めて広範な事務であるから、新採用職員は、まず、検務事務全体の仕組みを理解することが肝要であると思われる。

そこで、この資料は、検務事務のうち特に重要な事務について、その概略を容易に理解できるよう平易簡明に解説したものであるから、まず、この資料によって検務事務の概略を把握した上で、事件・証拠品等検務関係事務規程や特別研修資料の事務解説等を読めば、検務事務についての理解をより一層深めることができるものと思われる。

なお、この教材の執筆については、長塚享最高検察庁検務課長を煩わした。

昭和 60 年 2 月

法務総合研究所

目次

第 1 章	序説	1
第 1	検察事務の意義・性格	1
第 2	検務事務の種類	1
第 3	検務事務の所管部門	2
第 4	検務事務の準則	3
第 5	検務事務に従事する職員の心構え	4
第 2 章	事件事務	6
第 1	事件事務	6
第 2	事件事務の準則	6
第 3	事件受理に関する事務	6
1	事件の受理	6
2	受理手続を行う場合	6
3	受理手続	7
4	事件の配点	13
第 4	事件処理に関する事務	14
1	事件処理	14
2	事件処理に関する手続	16
第 3 章	令状事務	19
第 1	令状事務	19
第 2	勾留	19
1	被疑者の勾留	20
2	被告人の勾留	23
3	移送	29
第 3	釈放	29

1	被疑者の釈放	29
2	被告人の釈放	31
第4	收容	33
1	勾留執行停止取消決定等による收容	33
2	保釈取消決定による收容	34
3	判決宣告による收容	34
第5	検察システムによる拘禁上の異動の管理	35
第6	犯罪被害者等の個人特定事項の秘匿措置	35
第4章	証拠品事務	37
第1	証拠品の意義	37
第2	証拠品事務	37
1	受入事務	38
2	保管事務	38
3	処分事務	38
第3	証拠品事務の準則	38
第4	受入事務	38
1	受入手続を行う場合	38
2	証拠品の点検	39
3	領置票の作成	41
4	領置番号等の表示	43
5	立会封金	44
6	換価代金	44
第5	保管事務	45
1	証拠品の保管	45
2	保管場所及び方法	45
第6	処分事務	47

1	証拠品の還付	47
2	証拠品の仮出し及び裁判所提出	49
3	国庫帰属証拠品の処分	50
第7	再審のための国庫帰属証拠品の保管	54
第5章	執行事務	55
第1	執行事務	55
第2	執行事務の準則	55
第3	裁判の把握	55
1	裁判結果管理	55
2	裁判結果の確認	56
第4	裁判の執行	57
1	裁判の執行	57
2	裁判の確定	57
3	検察官による裁判の執行指揮	59
4	執行指揮の方式	59
5	執行機関	60
6	執行方法	60
第5	死刑の執行	60
1	死刑執行の上申	60
2	死刑の執行指揮	61
3	法務大臣に対する報告	61
4	死刑執行についての管理	61
第6	自由刑の執行	62
1	執行指揮	62
2	執行指揮書	62
3	拘禁中の者に対する執行指揮	65

4	不拘禁の者に対する執行指揮	65
5	一部執行猶予刑の執行指揮	65
6	逃亡者に対する処置	65
7	自由刑の執行についての管理	66
第7章	その他の事務	67
1	刑の執行停止	67
2	刑の執行順序の変更	69
3	刑執行猶予言渡しの取消し	70
第6章	徴収事務	72
第1	徴収事務	72
第2	徴収金の種別	73
1	罰金及び科料	73
2	追徴	74
3	過料	74
4	没取	75
5	訴訟費用	76
6	費用賠償	76
7	仮納付金	76
8	犯罪被害者等保護法第17条第1項に規定される費用	77
9	民事納付金	77
第3	徴収事務の準則	77
第4	徴収主任	78
第5	徴収手続	79
1	徴収金に係る裁判結果の管理	79
2	罰金等の裁判の執行指揮	79
3	納付告知及び督促	80

4	現金等の収納	81
5	未納者に対する措置	84
第7章	犯歴事務	87
第1	犯歴事務	87
第2	犯歴事務の準則	87
第3	犯歴の把握	88
1	把握の方法	88
2	電子計算機による把握	88
3	犯歴票等による把握	90
第4	刑の執行状況等の通知	96
第5	本籍市区町村長に対する通知	97
第6	犯歴の照会・回答	97
1	犯歴の照会	97
2	犯歴の回答	99
3	前科調書	99
第7	とん刑者等の把握のための手続	100
第8章	記録事務	101
第1	記録事務	101
第2	記録事務の準則	101
第3	保管・保存記録の種類	102
1	保管記録	102
2	再審保存記録	102
3	刑事参考記録	102
4	裁判所不提出記録	102
5	不起訴記録	103
第4	保管・保存期間	103

1	保管記録の保管期間	103
2	裁判所不提出記録の保管期間	105
3	不起訴記録の保存期間	105
第5	記録等の保管・保存	109
1	保管記録	109
2	不起訴記録	110
第6	記録の閲覧	111
第7	裁判書謄本等の交付	112
第8	記録の貸出し	112
第9	裁判書謄本の送付	112
第10	記録の廃棄	113

第1章 序 説

第1 検察事務の意義・性格

検察庁の事務は、検察事務と検察行政事務とに大別することができる。

検察事務は、検察権を行使するために直接必要とされる事務で、具体的には、検察庁法（昭和22年法律第61号）第4条、第6条に規定する犯罪の捜査、起訴・不起訴の決定、公判の維持遂行、裁判の執行の監督等がこれに当たる。

さらに、検察事務は、その中核をなす捜査及び公判に関する事務と検務事務とに分けることができる。

検務事務は、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）等に規定されている刑事手続を実現させるとともに、事件関係者の生命、身体、自由、名誉財産等に重大な影響を及ぼすものである。検務事務に携わる者は、このことを常に肝に銘じておく必要があり、適切な検務事務の遂行のためには、旺盛な責任感を持ち、かつ、細心の注意を払ってその業務に臨まなければならない。

第2 検務事務の種類

検務事務とは、事件の受理から捜査、公判、刑の執行に至るまでの刑事手続に関連して生ずる様々な事務の総称であるが、これを列挙すると、おおむね次のとおりである。

1 事件事務

事件の受理及び処理に関する事務

2 令状事務

令状の請求及び執行に関する事務

- 3 証拠品事務
証拠品の受入れ、保管及び処分に関する事務
- 4 執行事務
死刑及び自由刑の執行に関する事務
- 5 徴収事務
罰金、科料等徴収金の徴収に関する事務
- 6 犯歴事務
犯歴の把握及び調査に関する事務
- 7 記録事務
刑事確定訴訟記録、裁判書原本等の管理に関する事務
- 8 恩赦事務
恩赦に関する事務
- 9 統計事務
統計に関する事務
- 10 報告事務
事件報告、統計報告等法務大臣等に対する報告事務

第3 検務事務の所管部門

課の名称及び所管事務は、検察庁事務章程（昭和60年法務省訓令第1号）に定められている。平成13年4月1日に検察庁の組織改編が行われ、地方検察庁及び区検察庁の検務部門においては、検務監理官を始めとする統括検務官、検務専門官などからなる専門官制が導入され、捜査・公判部門と共に従来の課が廃止された。したがって、検察庁事務章程第10条の別表第3及び別表第6の規定により、各庁に置かれる課及び所管事務については、最高検察庁に検務課が、高等検察庁に検務第一課及び検務第二課又は検

務課が置かれることとなった。なお、検務事務を所管する部門は、部制庁や非部制庁など、庁の規模によって異なる（注）。

（注） 総務・刑事・公安・公判等の部が置かれている庁（検察庁事務章程第5条）を「部制庁」といい、部の置かれていない庁を「非部制庁」という。

第4 検務事務の準則

検務事務の取扱手続は、法務大臣訓令等によりその大綱が定められており、さらに、各庁において、訓令・通達によって詳細な事務の取扱手続が定められている。

検務事務に関する法務大臣訓令は、次のとおりである。

- 1 事件事務規程
- 2 証拠品事務規程
- 3 執行事務規程
- 4 徴収事務規程
- 5 犯歴事務規程
- 6 記録事務規程
- 7 犯罪捜査のための通信傍受に関する規程
- 8 心神喪失者等の処遇事件に係る審判手続等に関する規程
- 9 恩赦上申事務規程
- 10 犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する事務規程
- 11 刑事関係報告規程
- 12 刑事統計調査規程

（注） 上記の規程はいずれも法務大臣訓令であり、1～8及び11は法務省刑事局が、9及び10は法務省保護局が、12は法務省大臣官房司法法制部がそれぞれ所管している。

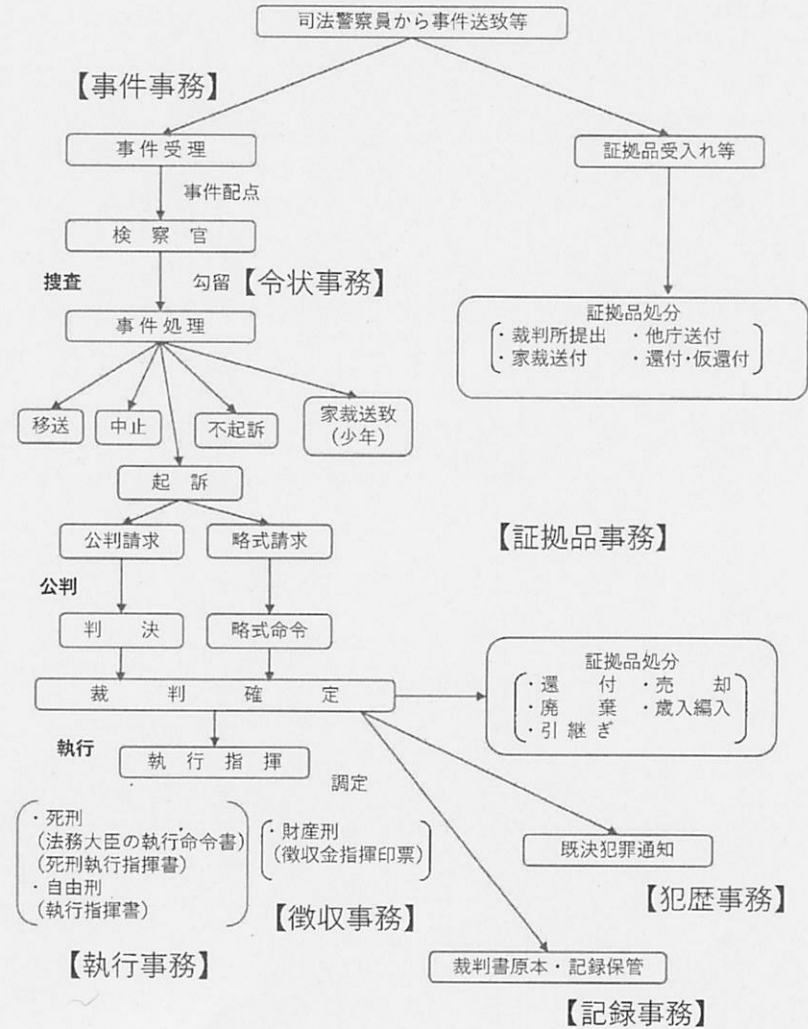
第5 検務事務に従事する職員の心構え

検務事務は、捜査・公判・刑の執行等刑事手続に関連する事務であるから、国民の人権に重大な影響をもっている。一つ間違えば、不当に国民の権利を侵害し、国が賠償責任を負うことにもなるので、被疑者の身柄を法律で定められた期間又は時間を超過して拘束したり、検察庁で押収保管中の証拠品を紛失したりするような過誤は、絶対に許されない。

そのため、検務事務に従事する職員は、旺盛な責任感と細心の注意をもって事務処理に当たることが何よりも大切である。そして刑事手続については、厳重な法律の規定があり、それに従って手続を行わなければならないから、刑事手続の基本法である刑事訴訟法を中心とした刑事関係法規を十分理解しておく必要があり、また、これらの刑事関係法規を前提にして、具体的な事務の適正な運用を図るため、前記の大臣訓令のほか、各種刑事局長通達や通知等の例規(注)が定められているので、これらについても十分研究しその習得に努めることが必要である。

(注) 法務省刑事局から発せられる検務事務に関する通達等で例規とすべきものは、文書番号と共に「(例規)」と表示されている。

検務事務概略図



第2章 事件事務

第1 事件事務

事件事務は、事件の受理から捜査、処理、公判、上訴に至るまでの一連の事務とこれに関連する事務を含む広範にわたる事務である。

ここでは、理解を容易にするため、事件事務のうち、事件の受理及び処理に関する事務に限定して説明することとする。

第2 事件事務の準則

事件事務の取扱手続は、事件事務規程（平成25年法務省刑総訓第1号大臣訓令。以下、この章及び第3章において単に「規程」という。）により定められている。この規程は、事件の受理、捜査、処理及び公判遂行等に関する事務の取扱手続を規定し、これを取り扱う職員の職務とその責任を明確にし、もって事件に関する事務の適正な運用を図ることを目的としている（規程第1条）。

第3 事件受理に関する事務

1 事件の受理

事件の受理手続は、規程第3条に掲げられている事由が生じた場合に行う。

検察庁で事件を受理すると、その庁の検察官がその事件について捜査を開始する。

2 受理手続を行う場合

事件の受理手続は、次の場合に行う（規程第3条各号）。

(1) 刑事訴訟法（以下「刑訴法」という。）の規定（注1）によ

り、司法警察員又は国税庁監察官（以下「司法警察員等」という。）から事件の送致又は送付を受けたとき。

- (2) 他の検察庁の検察官から事件の送致を受けたとき。
- (3) 少年法（昭和23年法律第168号）の規定（注2）により、家庭裁判所から事件が検察官に送致されたとき。
- (4) 検察官が、告訴、告発、自首又は請求を受けたとき。
- (5) 検察官が自ら犯罪を認知してその捜査に着手したとき。
- (6) 不起訴処分又は中止処分に付した事件を再起するとき。
- (7) 管轄違いの判決、公訴棄却の判決又は公訴棄却の決定が確定したとき。
- (8) 前に公訴の取消しをした事件につき刑訴法第340条又は第350条の26の規定により更に公訴を提起しようとするとき。

（注1） 刑訴法第203条第1項、第211条、第216条、第242条、第245条、第246条参照。

（注2） 少年法第19条第2項（同法第23条第3項において準用する場合を含む。）、第20条第1項、第62条第1項参照。
家庭裁判所から検察官に事件が送致されることを実務上「逆送」というが、逆送されるのは、検察官が家庭裁判所に送致した事件について、①被疑者が20歳以上の者であるとき（実務上「年齢超過」という。）、②死刑、懲役又は禁錮に当たる罪の事件で家庭裁判所が刑事処分相当と認めるとき、③特定少年（18歳以上の少年）について家庭裁判所が刑事処分相当と認めるときの三つの場合がある。

3 受理手続

事件の受理手続を行う場合は、前記のとおりであるが、そのうち、最も一般的な、司法警察員から事件送致を受けた場合について説明する。

(1) 司法警察員の事件送致手続

司法警察員は、犯罪の捜査をしたときは、速やかに書類及び証拠物とともに事件を検察官に送致しなければならない（刑訴法第 246 条）。また、被疑者を逮捕したとき、又は逮捕された被疑者を受け取ったときは、被疑者を釈放しない限り被疑者の身体を拘束したときから 48 時間以内に書類及び証拠物とともに被疑者を検察官に送致する手続をとらなければならない（刑訴法第 203 条第 1 項、第 211 条、第 216 条）。

司法警察員が事件を送致する場合には、事件記録及び証拠品と共に事件記録・証拠品送致票（規程様式 1 号、2 号）により（規程第 4 条第 1 項）、又は、事件記録・証拠品送致票に代えて、司法警察員が作成した電磁的記録により、事件担当事務官に持参する（規程第 4 条第 2 項）。

（注） 事件を送致する場合には、送致書（司法警察職員捜査書類基本書式例様式 53 号）に被害届、押収関係書類、被疑者・参考人等の供述調書等の関係書類を編てつすることとされており、これを実務上「事件記録」という。

事件送致番号		罪 名	被 疑 者	証 拠 品	備 考	送事件番号及び預置番号
90	暴 行	甲 野 一 郎	符号 1、2	内現金 立会封金 換価代金	内 内	検第 1386 号 領第 82 号
			符号	内現金 立会封金 換価代金	内 内	検第 号 領第 号
			符号	内現金 立会封金 換価代金	内 内	検第 号 領第 号
			符号	内現金 立会封金 換価代金	内 内	検第 号 領第 号
			符号	内現金 立会封金 換価代金	内 内	検第 号 領第 号
			符号	内現金 立会封金 換価代金	内 内	検第 号 領第 号
			符号	内現金 立会封金 換価代金	内 内	検第 号 領第 号

乙 第 3 冊 No.

事 件 記 録 送 致 票 (甲)

証 拠 品

令和 5 年 10 月 5 日

〇〇地方検察庁□□支部 御中

(送致官署) 〇〇県 △△警察署 印

送致者 印 受領者 10月5日 事件記録 印 証拠品 印

(その1)

様式第53号 (刑訴第203条、第211条、第216条、第242条、第246条)

不詳 通常 緊急 現行 告訴 告発 自首

関	主任検察官	
②	西東	

送 致 書

送(致)第90号

令和5年10月5日

〇〇地方検察庁〇〇支部
支部長 検 察 太 郎 殿

〇〇県 △△ 警察署
司法警察員警視 乙 山 三 郎 ②

下記被疑事件を送致する。

検 番 号 罪 名、 罰 条	被疑者の住居、氏名、年齢等	前科	身上	逮捕の 日 時	身柄 連行
検 第 1386 号 暴行 刑法第208条	住居 不定 氏名 甲 野 一 郎 昭和46年11月8日生(51歳) 性別 男 外国人登録 年 月 №	添付 10月 4日 照会	添付 10月 4日 照会	10月 4日 午前 1時 16分	有 無
検 第 号	住居 氏名 年 月 日生(歳)性別 外国人登録 年 月 №	添付 月 日 照会	添付 月 日 照会	月 日 午 時 分	有 無
検 第 号	住居 氏名 年 月 日生(歳)性別 外国人登録 年 月 №	添付 月 日 照会	添付 月 日 照会	月 日 午 時 分	有 無
捜査主任官の職氏名	刑事課長 警部 丁 田 二 郎	警電〇〇〇-〇〇〇			

(注意) 1 送致と送付に兼用する。
2 左上欄外及び前科、身上、身柄連行欄の各該当部分に赤○を付け、かつ、前科・身上照会中の場合は、月日を記入すること。

(2) 事件記録の受領手続

ア 事件記録の受領手続

(ア) 事件担当事務官は、事件記録及び事件記録・証拠品送致票を受領したときは、これらに対査して被疑者氏名、罪名等に誤りがないことを確認した上、証拠品のないときは事件記録・証拠品送致票を、事件記録を持参した司法警察職員に返還し、証拠品のあるときはこれを事件記録及び証拠品と共に証拠品担当事務官に送付する(規程第4条第1項)(注1)。

(イ) 前記(ア)にかかわらず、事件記録・証拠品送致票に代えて、司法警察員が作成した電磁的記録(送致データ)と共に事件記録を受領する場合において、証拠品のないときは司法警察員に適宜の方法により受領した旨を通知し、証拠品のあるときは、これを事件記録と共に証拠品担当事務官に送付する(規程第4条第2項)(注2)。

(注1) 事件記録・証拠品送致票は、事件を送致する司法警察員と検察官との間における事件記録及び証拠品の授受を明確にするためのものであり、あらかじめ検察庁において印刷して警察署に配布しておき、事件送致の際に、司法警察職員が被疑者氏名、罪名等を記載して事件記録及び証拠品と共に持参する。

また、事件記録・証拠品送致票は、甲片・乙片の2枚複写式になっているので、事件記録を受領した事件担当事務官及び証拠品を受領した証拠品担当事務官は、甲片・乙片に受領の日を記入して受領印を押なつし、事件担当事務官は、乙片を切り取り、甲片の残った送致票つづりを司法警察職員に返還することになる。切り取った乙片は検察庁で保管する。

(注2) 電磁的記録による事件記録の受領手続については、各庁の事情により取扱いが異なり、実施していない

庁もある。電磁的記録（送致データ）は、事件担当事務官が検察総合情報管理システム（以下「検察システム」という。）にその内容を反映させて事件の受理手続をすることとなる。

イ 逮捕状等への身柄受領年月日時等の記入

事件担当事務官が事件を受理した際、被疑者が逮捕中（注1）の場合は、その逮捕が、通常逮捕又は緊急逮捕によるものであるときは、事件記録に編てつされている逮捕状（注2）の所定欄に、また、現行犯逮捕によるものであるときは、現行犯人逮捕手続書の末尾の余白部等適宜の箇所に、それぞれ身柄の送致を受けた年月日時等必要事項を記入して記名押印し（規程第4条第4項）、検察官が身柄の送致を受けた日時を明らかにする。

（注1） 実務上、被疑者を逮捕し、釈放しないで身柄を拘束したまま送致された事件を「身柄付き事件」又は「身柄事件」といい、被疑者が逮捕されなかった事件及び逮捕されたが事件送致までの間に釈放された事件を「在宅事件」又は「身柄不拘束事件」という。身柄付き事件は、送致書の「身柄連行」欄に赤丸印でその旨が表示される。

（注2） 逮捕状は、事件記録の末尾につづることとされている。

(3) 事件受理の管理

ア 事件を受理したときは、検察システムによりその旨を管理する（この場合、事件担当事務官は司法警察員から提出された事件送致データが記録された記録媒体による送致情報又は事件記録を基に事件受理情報を作成する。）とともに、受理事由（規程第3条各号）の区分に従い、事件番号（注）を事件記録表紙等に記入する（規程第5条第1項）。

イ 事件番号は、被疑者1名につき1番号を付し、暦年ごとに改める。この場合において、規程第3条第2号、第3号、第6号、第7号又は第8号に掲げる事由により受理手続をするときは、その事件が処理されたときに被疑者に付されていた事件番号の数に応じた事件番号を付す（規程第5条第2項）。また、被疑者の数が不明である事件については、その人員を1名として番号を付し、後に被疑者の数が判明した場合において、その数が2名以上であるときは、その1名を超える人員について、規程第3条第5号に掲げる事由があるものとして、新たに受理手続をすることとなる（規程第5条第3項）。

事件番号は、検務事務を始め捜査・公判を通じ、事件を特定し、事件と各種帳票との関連をもたせる重要なものであるから、番号が重複したり、誤った番号を記入したりすることのないように十分注意しなければならない。

（注） 事件番号は、「〇年検第〇〇号」と呼称する（規程第5条第4項）。

実務上、事件番号のことを「検番」と略称している。

4 事件の配点

事件の受理手続を終えたときは、事件記録をその庁の長（庁の規模等によっては、次席検事又は部長等）に供閲し、その事件の捜査を担当する主任検察官の指定を受けた上、指定された主任検察官に事件記録を配る。これを事件の「配点」という。

事件が配点されることにより、検察官が捜査を開始することとなるので、身柄付き事件はもとより、在宅事件であっても、事件を適切に管理するため、検察システムにより、事件を担当

する検察官の管理を行う（この場合、事件担当事務官は、事件受理情報を基に配点・割替情報を作成する。）。

なお、事件を受理したときは、速やかに主任検察官に配点しなければならない。

第4 事件処理に関する事務

1 事件処理

事件処理とは、検察官が被疑事件について捜査を遂げた上、起訴、不起訴等の処分を決定することをいう。

事件処理は、起訴、不起訴、家庭裁判所送致の終局処分と、中止、移送の中間処分とがある。

(1) 起訴

起訴とは、検察官が、公訴を提起することで、裁判所に対し、特定の刑事事件について審判を求める意思表示であり、公開の法廷における審理、判決を求めるいわゆる公判請求のほか、事案簡明な事件等について、公訴提起と同時に略式命令を請求する場合（刑訴法第462条）や、即決裁判手続（注）による場合（刑訴法第350条の16から第350条の29まで）がある。

起訴するときは、起訴状を裁判所に提出する（刑訴法第256条第1項）。

（注） 即決裁判の手続には、上記のほか、交通事件即決裁判手続法（昭和29年法律第113号）によるものがあるが、現在、同法の手続による処理例はない。

(2) 不起訴

不起訴処分とは、検察官が、特定の事件について公訴を提

起しない意思決定をして、これを外部的に明らかにすることである。

事件を不起訴処分に付するときは、不起訴裁定主文、不起訴理由等を記載した不起訴・中止裁定書（規程様式117号）を作成し、不起訴の裁定をする（規程第75条第1項）。

不起訴裁定主文は、起訴猶予、嫌疑なしなど20種類あるが、その種類及びそれらを用いるべき場合が規程第75条第2項各号に規定されている。

(3) 中止

中止処分とは、被疑者が不明の場合、被疑者は判明しているがその所在が不明の場合、重要参考人が所在不明の場合等捜査を継続することができず、事件を長期間処分することができない場合に、一時捜査を中止する処分である。

事件を中止処分に付するときは、不起訴・中止裁定書を作成して中止の裁定をする（規程第82条）。

事件が中止処分に付されたときは、中止事由解消のための捜査を行い、中止事由が解消したとき（例えば、被疑者の所在が不明なために中止処分に付された事件について、所在捜査の結果、被疑者の所在を発見したとき）は、事件を再起し（規程第3条第6号）、捜査が再開される。

(4) 移送

移送処分とは、終局処分前に事件を他の検察庁の検察官に送致する処分である。

検察官は、事件がその所属する検察庁の対応する裁判所の管轄に属しないものと思料するときは、事件を管轄裁判所に対応する検察庁の検察官に送致しなければならない（刑

訴法第 258 条) が、このほか、管轄権はあっても、捜査の便宜、被疑者の都合等のため、事件を管轄する他の検察庁の検察官に移送する場合もある。

事件を移送する場合には、移送書(規程様式 3 号、4 号)を作成し、これに事件記録を添付して証拠品と共に移送先の検察庁に送付する(規程第 84 条)。

(5) 家庭裁判所送致

検察官は、少年の被疑事件について捜査を遂げた結果、犯罪の嫌疑があるものと思料するときは、家庭裁判所から送致された事件(いわゆる逆送事件)を除き、全て家庭裁判所に送致する(少年法第 42 条第 1 項)。これを家庭裁判所送致(略して「家裁送致」という。

家庭裁判所に事件を送致する場合には、送致書(規程様式 128 号から 130 号まで)を作成し、これに事件記録を添付して証拠品と共に家庭裁判所に送付する(規程第 87 条)。

2 事件処理に関する手続

事件処理に関する事務手続のうち、主な事務手続は、次のとおりである。

(1) 事件処理の管理

検察官が事件の処理を終えたときは、事件担当事務官は、検察システムにより当該処理に関する事項を管理する(規程第 59 条)。

ア 事件の処理を終えたときは、事件担当事務官は、事件処理書類作成情報(検察官等捜査担当者が作成している。)を基に事件処理情報を作成する。

イ 上記アにより事件処理情報を作成するときは、同情報

に処理年月日、処理罪名、処理区分その他事件処理に関する事項を入力する。

(注) 事件処理情報を入力する処理区分については、平成 25 年 3 月 19 日付け刑総第 405 号刑事局長通達「事件事務規程の改正について」別添「検察総合情報管理システムによる事件事務取扱要領」別表第 2 を参照。

(2) 起訴状の通付

検察官が公訴を提起(起訴)し、公判を請求するときは、事件担当事務官は、起訴状通付票(規程様式 101 号)を作成して(規程第 63 条)、所定欄に裁判所職員の受領印の押なつてを受ける。

起訴状を裁判所に通付することにより起訴手続は完了し、その裁判所に事件が係属することになるので、事件担当事務官は、検察官から起訴状を受領したときは、直ちに裁判所に通付しなければならない。特に、逮捕中又は勾留中の被疑者を起訴する場合には、時間や日数の制限があるため、注意を要する。

(3) 公判事件の管理

検察官が公訴を提起し、公判を請求した事件等が対応裁判所に係属したときは、公判担当事務官は、検察システムによりその旨を管理する(規程第 91 条第 1 項)。この場合、公判担当事務官は、事件処理書類作成情報を基に公判受理情報を作成する。

(4) 中止事件の管理

検察官が事件を中止処分に付したときは、事件担当事務官は、検察システムによりその旨を管理する(規程第 83 条第 1 項)。

中止事由の解消のため、捜査又はその指揮が行われたときはその経過及び結果を、事件が再起されたときはその旨を、検察システムによりそれぞれ管理する（規程第83条第2項）。

(5) 移送事件の管理

検察官が事件を他の検察庁の検察官に送致するときは、移送書に事件記録を添付して行い（規程第84条）、事件担当事務官は、検察システムによりその旨を管理する（規程第85条）。この場合、事件担当事務官は、移送先検察庁の事件担当事務官が事件受理情報を作成したことを確認することにより事件の移送手続が終了する。

(6) 告訴人等に対する通知

検察官は、告訴、告発又は請求に係る事件について、起訴、不起訴、中止、移送又は家庭裁判所送致の処分を行ったときは、告訴人、告発人又は請求人に対し、処分通知書（規程様式97号）により処分結果を通知する（規程第60条）。

第3章 令状事務

第1 令状事務

令状事務は、逮捕状、勾留状等令状の請求及びその執行に関する事務である。

令状とは、強制処分の内容を記載した裁判書であり、大別すると、裁判官が捜査機関に強制処分の権限を付与する許可状としての性質を持つものと、裁判所又は裁判官が自らの権限として行う強制処分の執行を捜査機関に命ずる命令状としての性質を持つものとに分けることができる。

許可状の例としては、逮捕状、搜索許可状、身体検査令状等があるが、これらの令状の場合は、捜査機関が裁判官から許可された強制処分を自己の権限として行うものであり、したがって、この権限の行使・不行使は捜査機関の裁量に委ねられ、逮捕状が発せられたからといって、必ずしも被疑者を逮捕しなくても差し支えない。命令状の例としては、勾留状、鑑定留置状等があるが、これらの令状は、勾留等を命ずる命令状であるから、許可状と異なり、検察官の指揮により必ず執行しなければならない。

令状に関する事務の取扱手続は、事件事務規程に規定されているが、ここでは、理解を容易にするため、令状事務の中心的事務である、被疑者・被告人の勾留に関する事務手続について説明する。

第2 勾 留

勾留とは被疑者又は被告人を拘禁する裁判及びその執行をいう。

勾留は、被疑者等の逃亡の防止、罪証隠滅の防止、公判廷への出頭確保、刑の執行の確保等を目的として行われる。

1 被疑者の勾留

(1) 勾留請求

検察官は、逮捕状により被疑者を逮捕した場合又は逮捕状により逮捕された被疑者（刑訴法第203条の規定により送致された被疑者を除く。）を受け取った場合には、留置の必要がないと思料するときは直ちに釈放し、留置の必要があると思料するときは、公訴の提起をしない限り、被疑者が身体の拘束を受けた時から48時間以内に裁判官に被疑者の勾留を請求する（刑訴法第204条第1項）。また、司法警察員から逮捕された被疑者の送致を受けた場合には、留置の必要があると思料するときは、公訴の提起をしない限り、被疑者を受け取った時から24時間以内に裁判官に被疑者の勾留を請求する（刑訴法第205条第1項）。現行犯人が逮捕された場合における手続も同様である（刑訴法第216条）（注）。

検察官が被疑者の勾留を請求する場合には、勾留請求書（規程様式40号）を作成し（規程第23条第1項）、これに逮捕状又は現行犯人逮捕手続書のほか、事件記録を資料として添付して裁判官に提出する。

勾留請求書を裁判所に提出するときは、令状担当事務官は、立会事務官等が勾留請求書を作成するために検察システムに入力した情報を基に被疑者身柄情報を作成して勾留請求に関する事項を管理するとともに、勾留等請求通付票（規程様式42号）を作成し（規程第23条第2項）、所定の欄に裁判所職員の受領印の押なつを受ける。

（注） 勾留請求するには、必ずその被疑者が逮捕されていることが前提となり、身柄を拘束されていない被疑者に対しては、勾留請求することはできない。

(2) 勾留状の執行

勾留状（注1）は、検察官の指揮により執行する（刑訴法第70条、第207条第1項）。

勾留状が発せられ、交付及び執行したときは、令状担当事務官は、検察システムの被疑者身柄情報に勾留状の発付年月日、執行年月日、勾留期間満了日、勾留場所その他身柄の異動に関する事項などの勾留状の発付に関する事項を入力して管理するとともに、勾留状に検察官の執行指揮印の押なつを受けた上、執行すべき者（執行者）に交付する（規程第24条第1項）。勾留状の執行者は、検察事務官又は司法警察職員であり、通常は、身柄を押送している司法警察職員である（刑事施設に収容されている被疑者に対して発せられた勾留状は、刑事施設職員が執行する。）。

勾留状の執行の指揮を受けた検察事務官又は司法警察職員は、勾留状を被疑者に示した上で、できる限り速やかに、かつ、直接、勾留状に記載されている刑事施設（注2）に引致（注3）する（刑訴法第73条第2項、第207条第1項）。

勾留状は、執行した後、捜査を担当する検察官において事件記録等に編てつするなどして保管する。

（注1） 勾留状には、被疑者・被告人の氏名・住居、罪名、被疑（公訴）事実の要旨、勾留すべき刑事施設等が記載されている（刑訴法第64条、第207条第1項）。

（注2） 警察署などに設置されている留置場を「留置施設」という（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号。以下「刑事収容施設法」という。）第14条）。同法第3条各号に掲げる者は受刑

中の者など一定の者を除き、刑事施設に代えて、留置施設に留置することができる(同法第15条第1項)。

(注3) 勾留状を執行する場合、勾留状を所持していないためこれを示すことができない場合において、急速を要するときは、被疑者に対し、被疑事実の要旨及び勾留状が発せられている旨を告げて身柄を拘束することができる(刑訴法第73条第3項、第207条第1項)。これを実務上「緊急執行」という。この場合には、できる限り速やかに勾留状を被疑者に示す必要がある。

(3) 勾留期間

被疑者の勾留期間(注)は、勾留請求をした日から10日である(刑訴法第208条第1項等)。勾留請求をした日の翌日に勾留状が発せられた場合であっても、勾留期間は、勾留請求をしたその日から10日間である。日曜日、土曜日、祝日等の休日も、この10日間に算入される。

(注) 勾留期間は、勾留状の有効期間(刑事訴訟規則(昭和23年最高裁判所規則第32号。以下「刑訴規則」という。)第300条)とは異なる。勾留期間は、被疑者を勾留すべき期間をいうのであり、勾留状の有効期間は、その勾留状の執行に着手し得る期間のことである。

(4) 勾留期間の延長

検察官は、取調べを要する関係者が多数である等やむを得ない事由があるときは、勾留期間の延長を請求する。

この場合には、勾留期間延長請求書(規程様式44号)を作成し(規程第27条第1項)、これに勾留状及びやむを得ない事由があると認める資料を添付して裁判官に提出する。

勾留期間延長請求書を裁判所に提出するときは、令状担当事務官は、検察システムの被疑者身柄情報の「勾留期間延長」欄に勾留期間延長請求年月日、延長を求める期間その他勾留期間延長請求に関する事項を管理するとともに、勾留

期間延長請求通付票(規程様式45号)を作成して(規程第27条第2項)、所定の欄に裁判所職員の受領印の押なつて受ける。

延長する勾留期間は、最長10日である(刑訴法第208条第2項)。内乱、外患、国交又は騒乱(罪)の罪に当たる事件については、更に最長5日延長することができる(刑訴法第208条の2)。

勾留期間延長の裁判があったときは、令状担当事務官は、検察システムの被疑者身柄情報の「勾留期間延長」欄に勾留期間延長決定年月日、延長された期間及び延長後の勾留期間満了日を入力して勾留期間延長の裁判に関する事項を管理するとともに、速やかに勾留状(延長の裁判は、当該勾留状に記載される。)に検察官の押印を受けて(注)これを被疑者が収容されている刑事施設の長に送付する(規程第27条第3項)。刑事施設職員は、勾留状を被疑者に示した後、検察官に返還する。

(注) 勾留期間延長の裁判は、その裁判が記載されている勾留状を検察官に交付することによって効力を生ずる(刑訴規則第153条第2項)ので、この場合の押印は、指押印を意味するものではなく、勾留状の交付を受けたことを明らかにするため、検察官が押印するものである。

2 被告人の勾留

(1) 勾留期間

被告人の勾留期間は、公訴の提起があった日から2か月である。特にその後も勾留を継続する必要がある場合には、具体的な理由を付した決定で1か月ごとに更新される(刑訴法第60条第2項)。この決定を「勾留期間更新決定」とい

う。勾留期間の2か月の起算日は、次のとおりである。

ア 勾留中の被疑者に対し、勾留の基礎となった犯罪事実と同一の事実について公訴が提起された場合は、公訴提起の日である。

イ 逮捕中の被疑者に対し、逮捕の基礎となった犯罪事実と同一の事実について公訴が提起された場合は、公訴提起の日である。この場合、公訴提起の日の翌日に勾留状が発せられても、公訴提起の日から2か月を起算する。

ウ 不拘束の被告人に対して勾留状が発せられたときは、当該勾留状により勾留された日、すなわち、勾留状指定の刑事施設に引致された日である。

勾留期間の満了日は、勾留期間の起算日から暦に従って計算する（刑訴法第55条第2項）。例えば、10月3日に勾留中起訴されれば、勾留期間満了日は、12月2日である。

勾留期間を計算する場合、現実に勾留されていない期間は、勾留期間に算入されない。勾留された日や釈放された日は、身体を拘束された時間が全1日に満たなくても、1日として勾留期間に算入される。

(2) 勾留期間の計算方法

勾留期間の具体的計算方法は、次のとおりである。

まず、釈放された日の翌日から当初の勾留期間満了日までの期間、すなわち、残勾留日数を暦に従って算出しておき、再び勾留が開始される収容された日からその残勾留日数を暦に従って計算して得た日が、収容後の勾留期間満了日である。

〔設例1〕10月3日 勾留中公判請求（公訴事実は、勾留の基礎となった事実と同一）

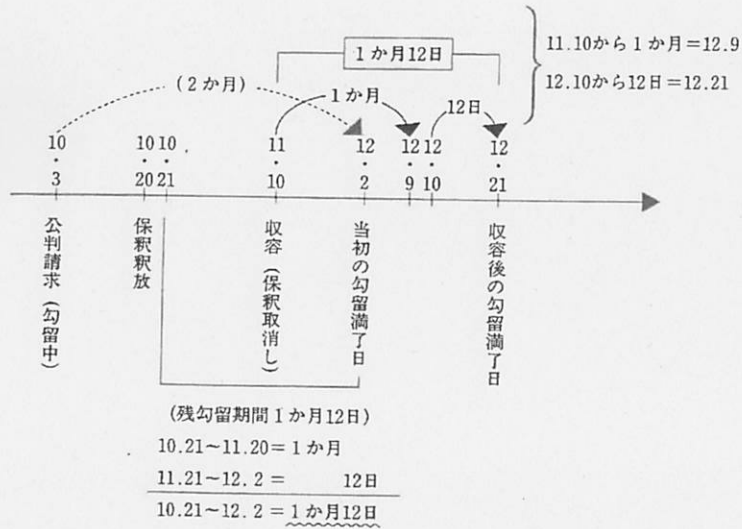
10月20日 保釈釈放

11月10日 保釈取消決定により収容

この設例では、10月3日から2か月後の12月2日が当初の勾留期間満了日である。そして、10月20日に保釈により釈放されたが、その日は勾留日数に入るから、残勾留期間は、10月21日から12月2日までとなり、この期間を暦に従って計算すると、11月20日までが1か月であり、11月21日から12月2日までの間が12日あるので、残勾留日数は、「1か月12日」ということになる。

次に、11月10日に収容されたのであるから、11月10日から「1か月12日」を暦に従って計算すると、11月10日から1か月目は12月9日であり、12月10日から12日目は12月21日であるから、収容後の勾留期間満了日は、12月21日ということになる（注）。

これを図示すれば次のようになる。



(注) これを、釈放されていた期間 (10月21日から11月9日までの20日間) を当初の勾留満了日である12月2日の翌日から付け加えるような計算方法をとってはいけない。

〔設例2〕 釈放前に勾留期間更新決定の執行がなされている事例

5月3日 勾留中公判請求 (公訴事實は、勾留の基礎となった事実と同一)

6月27日 勾留期間更新決定執行 (7月3日から1か月の分)

6月28日 保釈釈放

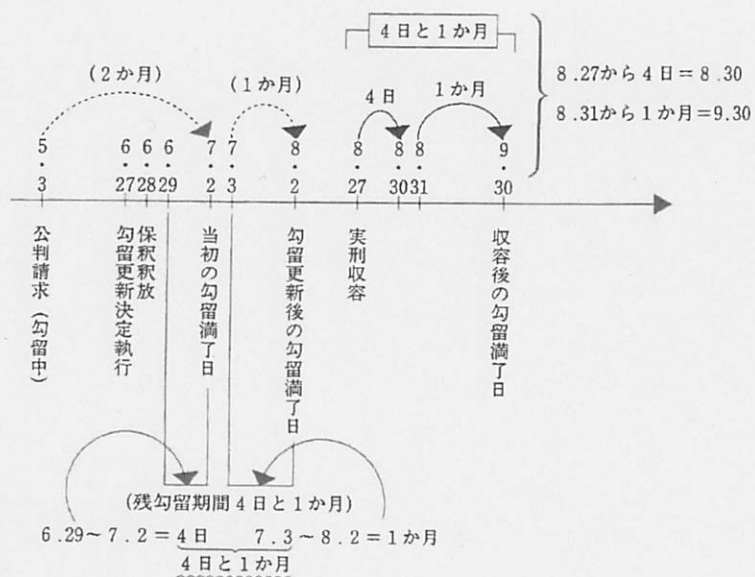
8月27日 懲役刑 (実刑) の宣告により収容

この設例では、当初の勾留すなわち7月2日までの勾留と、その後の勾留期間更新決定による勾留とは別個の裁判であるから、執行も各別になされることになる。

まず、当初の勾留期間満了日は、5月3日から2か月後の7月2日であるので、当初の残勾留期間は、保釈釈放の翌日である6月29日から7月2日までの4日である。それに釈放前に新たに勾留期間更新決定を執行しているの、その1か月も残勾留期間として残っている。すなわち、収容後の残勾留期間としては、「4日と1か月」あることになる。

次に収容された8月27日を初日として、まず当初の残勾留期間の4日目を算出すると8月30日を得る。更に8月30日の翌日 (8月31日) から勾留期間更新による1か月の暦に従って算出した9月30日が収容後の勾留満了日となる (注)。

これを図示すれば次のようになる。



(注) 設例1のように、「1か月4日」として執行しないのは、当初の勾留とその後の勾留期間更新決定による勾留とは別個の裁判であり、かつ、先の裁判から順次執行していくからである。

(3) 勾留中の被告人の管理

勾留中の被告人に係る事項は、検察システムにより管理する(規程第98条)。この場合、令状担当事務官は、被疑者身柄情報を基に被告人身柄情報を作成する。

(4) 勾留期間の更新決定の執行

被告人の勾留期間は、公訴提起のあった日から2か月であり、前記(1)のとおり、特に勾留の継続の必要がある場合には、具体的にその理由を付した決定で、1か月ごとに更新される(刑訴法第60条第2項)ので、裁判所から勾留期間更新

決定の送付があったときは、令状担当事務官は、これに検察官の執行指揮印の押なつを受けた上、被告人が収容されている刑事施設の長に送付する(注)。

勾留期間更新決定の執行は、勾留状の執行に準ずる。すなわち、刑事施設職員は、勾留期間更新決定書を被告人に示して執行し、執行した者は、決定書に執行年月日時、官職氏名を記載して押印する。

(注) ここで指揮印が必要となるのは、勾留期間更新決定は勾留期間の延長と異なり、それぞれが個別の裁判であることから、検察官の指揮によって執行するためである(刑訴法第70条)。

3 移送

検察官は、捜査又は公判審理のため必要があるときは、裁判官(長)の同意を得て、勾留中の被疑者又は被告人を他の刑事施設に移すことができる(刑訴規則第80条第1項、刑訴法第207条第1項)。この場合には、移送指揮書(甲)(規程様式57号)により裁判官(長)の同意を得た上、被疑者又は被告人が収容されている刑事施設の長に対して移送の指揮をする(規程第33条、第94条)。

移送をしたときは、令状担当事務官は、移送通知書(規程様式60号)により、裁判所、弁護士等に移送した旨及び移送先の刑事施設を速やかに通知する(規程第35条、第94条)。

第3 釈 放

1 被疑者の釈放

(1) 勾留請求前の釈放

ア 検察官が、司法警察員から送致された逮捕中の被疑者を

留置の必要がないと認めて勾留請求をしないで釈放した場合には、釈放通知書(甲)(規程様式37号)により、被疑者を送致した司法警察員に対してその旨を通知する(規程第21条第1項)。

イ 司法警察員から送致された逮捕中の被疑者又は検察官が自ら逮捕した被疑者等を一旦刑事施設に留置した場合で、勾留の請求をしないで釈放するときは、釈放通知書(乙)(規程様式38号)により、被疑者が留置されている刑事施設の長に対して釈放すべき旨を通知する(規程第21条第2項)。

(2) 勾留請求却下による釈放

勾留請求をしたところ、その勾留請求を却下する裁判(刑訴法第207条第5項ただし書)があった場合には、裁判官からの通知(注)に基づいて被疑者を釈放する(規程第38条)。

釈放手続は、身柄が検察官のもとにいる場合は前記(1)アと、刑事施設に留置されている場合は前記(1)イと同様である。

(注) 形式については特に定められておらず、統一されていない。勾留請求書の欄外等余白部に勾留請求を却下する旨及びその理由の記載と裁判官の記名押印をする方法がとられることが多いようである。

(3) 勾留中の釈放

勾留されている被疑者を引き続き勾留する必要がなくなった場合には、釈放指揮書(規程様式64号)により、被疑者が収容されている刑事施設の長に対して釈放の指揮をする(規程第39条第1項)。

被疑者の勾留期間は、10日(延長された場合には、最長通じて20日又は25日)であるから、その期間内に公訴を

提起しなかったときは、被疑者を釈放しなければならず、もし、公訴を提起しないで、その期間を超えて身柄を拘束したときは、不当勾留となるので、勾留期間満了日を的確に把握するとともに、勾留期間満了日までに釈放されたかどうかについても、常に注意する必要がある。

(4) 勾留取消し・勾留執行停止による釈放

勾留取消決定又は勾留執行停止決定(刑訴法第207条第1項、第87条、第95条)により被疑者を釈放する場合には、釈放指揮書により、被疑者が収容されている刑事施設の長に対して釈放の指揮をする(規程第42条、第39条第1項)。

勾留執行停止決定により被疑者を釈放したときは、保釈・勾留執行停止釈放通知書(規程様式68号)により、被疑者の居住地を管轄する警察署の長に対してその旨を通知する(規程第44条第1項)。これは、被疑者の釈放後の動静を把握するためである。

2 被告人の釈放

被告人の勾留は、被告人の公判廷への出頭を確保するなどのため、裁判所が職権で行うものであるから、被告人の釈放は、被疑者の釈放と異なり、検察官が独自にすることはできず、保釈許可決定等の裁判があったときにその執行として検察官が釈放の指揮をする。

(1) 保釈許可決定による釈放

ア 保釈許可決定があり、保釈保証金が納付されたとき(注1)は、検察官は、釈放指揮書により、被告人が収容されている刑事施設の長に対して釈放の指揮をする(規程第94条、第39条第1項)。

イ 被告人を釈放したときは、令状担当事務官は、釈放通知書（丙）（規程様式 138 号）により裁判所に対してその旨を通知する（規程第 102 条第 1 項本文）（注 2）。

また、保釈・勾留執行停止釈放通知書により、被告人の帰住地（制限住居）を管轄する警察署の長に対してその旨を通知する（規程第 102 条第 2 項）。

（注 1） 保釈許可決定があっても、保釈保証金が納付されなければ、釈放できない（刑訴法第 94 条第 1 項）。保釈保証金は、裁判所に納付される。

（注 2） ただし、刑訴法第 280 条第 2 項に規定する裁判（勾留状を発しないで直ちに釈放を命ずる裁判）又は勾留期間満了により釈放したときは、通知は不要である（規程第 102 条第 1 項ただし書）。

(2) 勾留取消し・勾留執行停止による釈放

勾留取消決定又は勾留執行停止決定による釈放の手続は、被疑者の場合と同様である（規程第 94 条、第 39 条第 1 項、第 102 条第 2 項）。

(3) 勾留期間満了による釈放

勾留期間更新決定がなされないために勾留期間が満了した場合には、刑事施設の長が勾留期間満了として釈放する。この場合には、検察官の釈放指揮は要しない。

(4) 無罪等の裁判の告知による釈放

刑訴法第 345 条の規定により、無罪、刑の全部の執行猶予、罰金又は科料等の裁判の告知があったときは、勾留状はその効力を失うので、被告人は、これら裁判の告知があると同時に釈放される。この場合も、検察官の釈放指揮は不要であるが、直ちに釈放通知書（丁）（規程様式 185 号）により、無罪等の裁判の告知により勾留状が失効した旨を被告人が収

容されていた刑事施設の長に対して通知する（規程第 143 条）。

第 4 収 容

1 勾留執行停止取消決定等による収容

- (1) 勾留執行停止取消決定又は勾留執行停止期間満了により被疑者又は被告人を収容するときは、検察官は、収容指揮書（甲）（規程様式 70 号）により、検察事務官、司法警察職員又は刑事施設職員及び刑事施設の長に対して収容の指揮をする（規程第 46 条第 1 項、第 94 条）。

収容指揮書（甲）には、勾留状の謄本及び勾留執行停止取消決定の謄本（勾留執行停止期間満了の場合は、勾留執行停止決定の謄本）を添付する（規程第 46 条第 2 項）。

収容する場合には、被疑者又は被告人に対し、収容指揮書に添付されている勾留状の謄本等を示さなければならない（刑訴法第 98 条第 1 項、第 207 条第 1 項）。

- (2) 収容する場合に前記(1)の勾留状謄本等の書面を所持していないために被疑者又は被告人に示すことができない場合において急速を要するときは、検察官の指揮により、被疑者又は被告人に対して勾留執行停止が取り消された旨又は勾留執行停止期間が満了した旨を告げて収容することができる（刑訴法第 98 条第 2 項本文、第 207 条第 1 項）。この場合の指揮を書面とするときは、収容指揮書（乙）（規程様式 71 号）により行う（規程第 46 条第 3 項、第 94 条）。ただし、収容後は速やかに勾留状の謄本等を示さなければならない（刑訴法第 98 条第 2 項ただし書）。この収容手続を実務上

「緊急収容」という。

- (3) 収容指揮書の宛名は、執行者と収容すべき刑事施設の長とを併記することとされているが（規程様式70号、71号注意書）、これは、収容に当たり、検察事務官又は司法警察職員等執行者に対し、被疑者又は被告人を勾留状に記載されている刑事施設まで護送させることと、被疑者又は被告人を収容すべき刑事施設の長に対し、執行者から身柄の引渡しを受けて拘禁させることの二つの事項を指揮する必要があるからである。
- (4) 被疑者又は被告人を収容したときは、令状担当事務官は、先に釈放した旨を通知してある警察署の長に対し、保釈者・勾留執行停止者収容通知書（規程様式73号）により収容した旨を通知する（規程第48条、第103条第2項）。

2 保釈取消決定による収容

- (1) 保釈取消決定による被告人の収容手続は、勾留執行停止取消決定による収容と同様である（規程第94条、第46条）。この場合、収容指揮書（甲）には、勾留状の謄本及び保釈取消決定の謄本を添付する（刑訴法第98条第1項）。

なお、緊急収容の手続も勾留執行停止取消決定による収容と同様である（規程第94条、第46条第3項）。

- (2) 被告人を収容したときは、規程第48条に規定される通知（規程第103条第2項、前記1、(4)参照）のほか、収容通知書（規程様式139号）により、裁判所に対してその旨を通知する（規程第103条第1項）。

3 判決宣告による収容

- (1) 保釈中又は勾留執行停止中の被告人に対して禁錮以上の

刑（実刑）に処する判決の宣告があったときは、保釈又は勾留執行停止はその効力を失う（刑訴法第343条第1項）ため、検察官は、収容指揮書（甲）により、検察事務官、司法警察職員又は刑事施設職員及び刑事施設の長に対し、被告人の収容を指揮する（刑訴法第343条第2項、第98条、規程第140条第1項）。

収容指揮書（甲）には、言い渡した刑並びに判決の宣告をした年月日及び裁判所を記載し、かつ、裁判長又は裁判官が相違ないことを証明する旨付記（注1）して認印した勾留状の謄本（注2）（刑訴規則第92条の2）を添付する（規程第140条第2項）。

- (2) 被告人を収容したときの通知については、保釈取消決定における収容と同様である（前記2、(2)参照）。

（注1） 実務上「実刑証明」という。

（注2） この勾留状の謄本は、実刑判決があると、直ちに裁判所から送付される。

第5 検察システムによる拘禁上の異動の管理

令状担当事務官は、勾留中の被疑者又は被告人について拘禁上の異動が生じたときは、検察システムによりそれらの異動を管理する（規程第31条第2項、第98条第2項）。

第6 犯罪被害者等の個人特定事項の秘匿措置

性犯罪に係る事件の犯罪被害者等の個人特定事項（氏名及び住所その他の個人を特定させることとなる事項をいう。）について、捜査・公判から判決確定後までの各段階において、被疑者・被告人等に対して秘匿することができ、その場合、被害者等の個人特

定事項の記載のない「〇〇抄本」等の「〇〇に代わるもの」を被疑者・被告人等に呈示・交付すれば足りることとされている(注)。

例えば、検察官が被疑者の勾留を請求する場合において、刑訴法第207条の2第1項の規定により請求するときは、勾留状に代わるものの交付等請求書(規程様式40号の2)によることとされ(規程第23条第1項)、刑訴法第207条の2第2項の規定による勾留状に代わるものの交付があったときは、令状担当事務官は、検察システムにより当該勾留状に代わるもの等の交付に関する事項を管理するとともに、勾留状に代わるものを執行すべき者に交付する(規程第24条第2項)。

(注) 個人特定事項の秘匿措置制度は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律(令和5年法律第28号)により設けられたものであり、令和6年2月15日から施行されている。本施行に伴い、規程のほか、執行事務規程(平成25年法務省刑総訓第2号大臣訓令)及び徴収事務規程(平成25年法務省刑総訓第4号大臣訓令)についても所要の改正が行われており、詳細は各規程の該当条文等を参照されたい。

第4章 証拠品事務

第1 証拠品の意義

証拠品とは、刑事事件について押収された物及びその換価代金をいう。押収された物とは、刑訴法第218条又は第220条の規定により差し押さえた物及び刑訴法第221条の規定により領置した物をいう(注)。

証拠物及び没収すべき物は、被疑事件(被告事件)の究明並びに没収刑の確保に資するため、差押え(刑訴法第218条、第220条、第511条等)、記録命令付差押え(刑訴法第218条又は第511条)、又は領置(刑訴法第221条又は第512条)されるものである。

なお、換価代金とは、没収することができる押収物で、滅失若しくは破損のおそれがあるもの又は保管に不便なものを売却した代価をいう(刑訴法第222条第1項、第122条)。

また、裁判の執行に関して押収された物とは、刑訴法第509条の規定により差し押さえた物及び刑訴法第512条の規定により領置した物をいう。

- (注) 1 差押えとは、所有者、所持者又は保管者から証拠物又は没収すべきものと思料する物の占有を強制的に取得する処分である。
- 2 領置とは、被疑者その他の者が遺留した物又は所有者、保持者若しくは保管者が任意に提出した物の占有を取得する処分である。
- 3 差押えと領置を総称して「押収」という。押収後の効果は、両者とも全く同じである。

第2 証拠品事務

証拠品事務には、証拠品の受入れ、保管及び処分に関する事務

があり、その内容は、次のとおりである。

1 受入事務

受入事務には、司法警察員等から送致等された事件について証拠品を受け入れる場合のほか、他の検察庁から移送等された事件について証拠品を受け入れる場合、自庁の検察官等が自ら押収するなどした証拠品を受け入れる場合等がある。

2 保管事務

保管事務とは、受入手続を終えた証拠品を事件終結等により処分するまでの間保管する事務である。

3 処分事務

処分事務とは、証拠品の仮出し及び裁判所提出、没収の裁判の執行、没収物の処分、還付及び仮還付等の証拠品の具体的な処分に関する事務であり、事件終結前の処分事務と事件終結後の処分事務がある。

第3 証拠品事務の準則

証拠品事務の取扱手続は、証拠品事務規程（平成2年法務省刑総訓第287号大臣訓令。以下、この章において単に「規程」という。）により定められている。この規程は、証拠品の受入れから保管、処分に至るまでの事務について規定し、証拠品事務を取り扱う職員の職務とその責任を明確にし、もって証拠品に関する事務の適正な運用を図ることを目的としている（規程第1条）。

第4 受入事務

1 受入手続を行う場合

証拠品の受入手続を行う場合は、主に次のとおりである。

- (1) 司法警察員等から送致等された事件について証拠品があったとき（規程第4条第1項）。
- (2) 他の検察庁の検察官から移送等された事件について証拠品があったとき（同）。
- (3) 自庁の検察官又は検察事務官から直受事件等の証拠品の送付を受けたとき（同条第2項）。

2 証拠品の点検

証拠品事務の適正・迅速な運用を期するためには、証拠品事務の第一歩である受入事務が確実に行われることが肝要であるから、証拠品担当事務官は、証拠品を受け入れる場合には、まず、押収時の物と同一物であるかどうか、形状に異状がないかどうか、数量に誤りがないかどうか等を子細に点検しなければならない。したがって、証拠品を受け入れる場合には、証拠品と、事件記録につづられている証拠品総目録、差押調書、任意提出書、領置調書等とを対照して、品名、形状、数量等を確認しなければならない（規程第4条第1項、第2項）。

ある。

(注2) 例えば、血こんが付着している日本刀であれば、「日本刀(刃渡り約50センチメートル)黒さや付き、刃部に血こん付着」と記載し、また、腕時計であれば、「男物腕時計(セイコー791874)」と製造会社名や時計裏側に打刻されている番号も記載する。証拠金品総目録等に記載されている品名をそのまま書き写すのではなく、証拠品をよく確認してその特徴や形状といった特定に必要な事項を記載しなければならない。

(3) 領置番号

領置票等には、進行番号が付されるが、この進行番号を領置番号という(実務上「領番」と略称する。)

領置番号は、事件記録ごとに1番号を付し、暦年ごとに改める(規程第6条)。領置番号は、「令和〇年領第〇〇号」と呼称する。

同一領置番号で受け入れた証拠品が複数ある場合には、整理の都合上、更に証拠品ごとに番号を付ける。この番号を「符号」といい、「符第〇号」と呼称する。

様式第2号(規程第5条、第46条、第74条)

5 年 第 82 号		領 置 票		△△ 警察署 送致 第 90 号				
事件番号	令和5年 捜第 13 号 (区)	暴 行	検察官	5 年 10 月 23 日	甲 野 一 郎			
主任検察官	西 東		検 査 長	5 年 12 月 27 日				
事件番号	捜第 年 (地方-区) 号		検 査 官	年 月 日				
主任検察官			検 査 官	年 月 日				
受入年月日		鑑定	5 年 1 月 11 日					
所屬課長印	行 号	品 名	数量	購入・譲出・処分 年月日印	処分命令 年月日印	命 令 番 号	管 轄 署	て ん 米
5.10.5 査	1	現金 45,000 円 (内訳 1万円紙幣 3 枚 千円紙幣 5 枚)		5.10.20 署		所有者△△市本町1-2西川三郎に遺付	5.10.20 遺付状等	
5.10.5 査	2	ビール瓶の破片	3 個	5.1.15 署		所有権放棄につき無効物廃棄	5.1.15 廃棄済	

4 領置番号等の表示

- (1) 領置票等を作成したときは、領置票整理簿(規程様式3号)に所定の事項を登載し、証拠金品総目録及び差押調書、記録命令付差押調書又は領置調書の押収関係書類に領置番号及び符号を記入する(規程第7条)。
- (2) 証拠品は、その形態に応じ、必要に応じて証拠品袋(規程様式5号の1から3まで)に入れるほか、荷札(規程様式4号の1)やレッテル(規程様式4号の2及び3)を付ける。
証拠品袋、荷札、レッテルには、被疑者等の氏名、領置番号、符号を記載するほか、貴重品、破損しやすい物、取扱い上危険な物及び覚醒剤、麻薬その他これに類するものについては、事故防止のためその旨を証拠品袋等に朱書表示して特に注意する(規程第8条第1項、第3項)。

領置番号及び符号は、事件と証拠品との結び付きを明らかにするものであるから、これらの番号の表示に当たっては、誤記のないように十分注意しなければならない。

5 立会封金

証拠品が通貨であるとき(注)は、他の証拠品と異なる特別の保管方法をとる。すなわち、通貨を受け入れたときは、証拠品担当事務官は、符号ごとに特定の封筒(規程様式6号)に被疑者等の氏名、領置番号、符号、総金額、通貨の種類及び数量を表示し(規程第8条第4項)、これに通貨を入れて所属課長等立会の上で、通貨の金額、種類及び数量を確認したのち封をして、その封をした部分と封筒の合わせ目に証拠品担当事務官及び所属課長等がそれぞれ押印する(規程第15条)。この取扱方法を「立会封金」という。

このような厳重な取扱いをするのは、通貨自体が証拠となり、代替性がないので、他の通貨との混同を避け、証拠を保全するためであるとともに、事故防止のためでもある。

(注) 例えば、贈収賄罪の賄賂である現金、公職選挙法違反事件の買収等の現金などで、これを「押収物たる通貨」という。

6 換価代金

前記第1で説明した換価代金は、会計機関たる歳入歳出外現金出納官吏が保管するので、換価代金を受け入れたときは、保管金提出・受入通知書(規程様式7号)に必要事項を記入して検察官の押印を受け、これを換価代金及び領置票と共に歳入歳出外現金出納官吏に送付する(規程第9条)(注)。

(注) 換価代金は、特定の物の代価であって、金額として特定されているにすぎないので、立会封金のような取扱いはしない。

第5 保管事務

1 証拠品の保管

受入手続を終えた証拠品は、証拠品の滅失等を防ぐとともに、証拠品の仮出事務(後記第6、2参照)の円滑化を図る目的で保管する。

換価代金以外の証拠品は、証拠品担当事務官が保管し(規程第13条)、換価代金は、歳入歳出外現金出納官吏が保管する(規程第14条)。

証拠品の保管に当たっては、証拠品は、事件究明のための重要な資料や裁判の執行に関して必要な資料であって代替性のないものであり、また、私有財産であって、国は押収により占有を取得しているにすぎないものであるから、滅失、破損はもちろん、可能な限り押収時の状態を損なわないよう証拠価値の保全と財産的価値の保全に十分配慮しなければならない(刑訴規則第98条、規程第2条)。

2 保管場所及び方法

(1) 換価代金を除いて、証拠品は、倉庫又はこれに代わる施設、防犯設備等のある場所に納めて保管する(規程第16条第1項)。

特に、通貨、証券、貴金属その他貴重品と認められる物や劇毒物、拳銃その他の取扱い上危険と認められる物及び覚醒剤、麻薬その他これに類する物は、いわゆる特殊証拠品として、金庫その他堅ろうな容器又はこれに代わる施設できる設備に収納して保管する(規程第16条第2項)。

証拠品担当事務官は、特殊証拠品を保管する場合には、特殊証拠品保管簿(規程様式9号)に所定の事項を記載してそ

の保管状況を明らかにすることとされている(規程第17条)。

また、腐食、変形、変質等のおそれのある証拠品の保管に当たっては、倉庫内の通風をよくするなどして、防じん、防湿にも注意する。

- (2) 運搬又は保管に不便な証拠品等は、事件の送致を受けた検察庁以外の場所で保管する場合がある。これを「庁外保管」という。

庁外保管の例としては、鑑定中の覚醒剤や運搬困難な重量物(例えば、自動車や重機類)、爆発物などの危険物等があり、これらの多くは送致官署等の捜査機関において保管することが多い。

また、運搬又は保管に不便な証拠品で押収物の証拠価値、財産的価値を保全するのに、検察庁や警察などの捜査機関が直接保管するよりも、その他の者が保管することが適当である場合には、押収物の所有者、その他保管をするのに適当な者に、その承諾を得て、当該証拠品を保管させることができるとされている(刑訴法第222条第1項、第513条第1項、第121条第1項)。このように、証拠品の保管を委託することも庁外保管の一形態であるが、特に「証拠品の保管委託」という(注)。

なお、換価代金は、歳入歳出外現金出納官吏が日本銀行に預け入れて保管する。

(注) 庁外保管、保管委託の手続等につき、刑訴法第222条第1項、第513条第1項、第121条第1項、規程第68条から第73条までを参照。

第6 処分事務

事件が終結したとき又は事件終結前であっても保管を継続する必要がなくなったときは、証拠品を処分する。証拠品は、検察官が処分する。

証拠品を処分するときは、証拠品担当事務官は、事件記録等を調査した上、領置票等の命令要旨欄に検察官のなすべき命令の要旨を記入し、これを検察官に提出し(規程第20条)、検察官の命令印の押なつを受けて処分する。

処分の態様としては、還付、仮還付、売却、歳入編入、廃棄、引継ぎ等があるが、そのうちの主なものについて説明する。

1 証拠品の還付

(1) 差出人還付

還付とは、押収を解くことで、押収前の状態に戻すこと(原状回復)であるから、原則として、被押収者(「差出人」という。)に還付する。これを「差出人還付」という。

(注) 差出人が還付を希望しないときは、次の手続をとる。

① 差出人が所有者でない場合は、所有者に還付する。

② 差出人が所有者である場合は、所有権放棄書(規程様式26号)を徴する(例外的に、供述調書にその旨を録取してこれに代えることができる。)(規程第44条第1項)。所有権放棄によりその証拠品は、国庫に帰属する。

(2) 被害者還付

証拠品の還付は、差出人還付が原則であるが、例外として、被害者に還付しなければならない場合がある。すなわち、刑訴法第222条第1項、第124条第1項は、「押収した贓物(注)で留置の必要がないものは、被害者に還付すべき理由が明らかとなるときに限り……これを被害者に還付しなければならない

ない。」と規定しているので、これに該当する場合には、被害者に還付する。

なお、被害者還付をするときは、「被害者に還付すべき理由が明らかなきとき」に該当するかどうかの問題となるので、特に慎重に行う必要がある。

(注) 「贓物」とは、窃盗、強盗、詐欺、横領等の財産罪の犯罪行為により不法に領得された財物で、被害者が法律上追求することができるもののことをいう。

(3) 還付手続

ア 証拠品担当事務官は、証拠品を還付する場合には、受還付人の出頭を求める方法のほか、受還付人の住所等に証拠品を持参し、本人又はその代理人に対し本人であること又は代理権を有することを確認して交付する方法がある(規程第49条第1項)。還付に当たっては、身分証明書、運転免許証等により本人又は代理人等であることを確認した上、還付する(注1)。

還付したときは、受還付人から還付請書(規程様式29号)を徴する(規程第47条第1項)。

受還付人の所在が不明等の場合には、還付公告をする(刑訴法第499条第1項、第2項、第513条第9項)(注2)。公告をした日から6か月以内に還付の請求がないときは、その物は、国庫に帰属する(刑訴法第499条第3項)。

(注1) このほかにも、証拠品を郵便その他の方法により送付して還付するのを相当と認める場合には、郵便等による送付還付の方法も活用できる(規程第50条)。

(注2) 還付公告には、検察庁の掲示場に掲示する方法及び官報に掲載する方法の2種類がある。

イ 証拠品が記録媒体(USBメモリやDVD-ROM、HDD、SSDなど)である場合(刑訴法第218条第2項、第509条第2項参照)、被差押者に対して交付する処分を行う。

証拠品担当事務官は、記録媒体を交付すべき旨の命令を受けたときは、被差押者に当該記録媒体を交付し、交付請書(規程様式36号の3)を徴する(規程第53条の2第1項)。

なお、還付ではないが、証拠品担当事務官は、電磁的記録の複写をすべき旨の命令の記載された領置票を受領したときは、その複写をし、被差押者から複写電磁的記録請書(規程様式36号の8)を徴するとされている(規程第53条の6第1項)。

2 証拠品の仮出し及び裁判所提出

(1) 検察官が捜査等のため証拠品を必要とする場合には、証拠品担当事務官に連絡してその証拠品を取り寄せる。このことを「仮出し」という。検察官は、証拠品の仮出しをするときは、証拠品仮出票(規程様式10号)を作成して、これを証拠品担当事務官に交付して必要な証拠品の仮出しをする(規程第22条第1項、第2項)。

証拠品担当事務官が検察官に対して仮出しした証拠品の返還を受けたときは、証拠品仮出票に返還年月日を記入して押印の上、証拠品仮出票の乙片を検察官に返還する(規程第22条第3項)。

証拠品仮出票は、証拠品の授受を明確にするために作成するものである。

(2) 検察官が仮出しした証拠品(換価代金を除く。)を裁判所に

提出したときは、裁判所から交付を受けた押収目録等を証拠品担当事務官に交付する（規程第24条第1項）。

押収目録等の交付を受けた証拠品担当事務官は、証拠品仮出票の「裁判所提出」欄に提出年月日を記入して押印した上、その乙片を検察官に返還するとともに、領置票の命令要旨欄に裁判所提出の旨を記入して検察官の押印を受け、押収目録等を保管する（規程第24条第2項）。

3 国庫帰属証拠品の処分

没収の裁判(注)の確定、所有権放棄又は還付公告期間満了により国庫に帰属した証拠品の主な処分方法は、次のとおりである。

(注) 没収は、判決（又は略式命令）の正文で、「押収してある〇〇（令和〇年領第〇号）は、没収する。」旨言い渡される。没収の裁判が確定すると、その没収物の所有権は、国に帰属する。

(1) 売却処分

証拠品が有価物であるときは売却する。しかし、有価物であっても、危険物その他破壊し、又は廃棄すべき物であるときは、廃棄処分とする（規程第29条第1項、第45条、第53条）。爆薬やわいせつ物がその適例である。

売却の処分をするときは、証拠品担当事務官は、「没収につき売却」、「所有権放棄につき売却」、「還付公告期間満了につき売却」の処分命令の記載された没収領置票、領置票又は裁判執行領置票を契約担当官に提出する。

契約担当官は提出のあった当該領置票を確認して押印した後、証拠品担当事務官に返還し、会計法規にのっとり売却の手続（規程第29条第2項から第6項まで、第45条、第

53条)を行い、売却代金は、歳入金として国庫に入る。

(2) 廃棄処分

証拠品が無価物であるときは、廃棄する。前記のとおり、有価物であっても、危険物等は廃棄する（規程第30条第1項、第45条、第53条）。

証拠品担当事務官は、「没収につき無価物廃棄」、「没収につき破壊（廃棄）」あるいは「所有権放棄につき無価物廃棄」等の処分命令を受けたときは、没収物を適宜な方法によって破壊又は廃棄する（規程第30条第2項、第45条、第53条）。

廃棄処分は、証拠品の原形が完全に失われる方法で行うべきであり、他に散逸したりすることのないように注意しなければならない。

廃棄処分は、焼却、破壊、溶解等その証拠品に最も適した方法により行い、破壊等のため専門的技術を要する場合、例えば、火薬類などの廃棄については、火薬類の廃棄が可能な処分業者に委託して廃棄し(注)、また、刀剣類は、再使用されないよう切断又は破壊することとなるが、検察庁においてその処分ができないときは、施設を有する最寄りの刑務所に持参し、又は業者に委託して、検察事務官立会の上処分する。

(注) 平成22年3月31日付け刑事局総務課補佐官事務連絡参照

(3) 歳入編入処分

ア 証拠品が通貨（外国通貨を除く。）及び換価代金であるときは、歳入編入の処分をする（規程第31条第1項、第

32条第1項、第45条、第53条)。

イ 証拠品が通貨であるときの歳入編入の処分は、飽くまでも現在国内で流通している通貨が対象となる。したがって、国内で流通していない通貨については、規程上「通貨」としては扱わず、原則、有価物として売却処分する(規程第29条、第45条、第53条)。

証拠品担当事務官は、通貨について歳入編入の処分をする旨の命令を受けたときは、立会封金を開封して、これを没収領置票、領置票又は裁判執行領置票と共に収入官吏に送付する。収入官吏は、当該領置票等を確認した上で押印して証拠品担当事務官に返還し、その通貨を日本銀行に払い込み歳入に編入する。

ウ 証拠品担当事務官は、換価代金について歳入編入の処分をする旨の命令を受けたときは、当該領置票を歳入徴収官に送付する。歳入徴収官は当該領置票に押印して歳入歳出外現金出納官吏に送付する。歳入歳出外現金出納官吏は保管金提出・受入通知書を整理し、当該領置票に押印して証拠品担当事務官に返還するとともに、換価代金について歳入編入の手続をとる。

(4) 引継処分

ア 国庫に帰属した証拠品のうち、特定の証拠品は、それが有価物であると無価物であるかを問わず、規程別表第2に規定する引継ぎその他同表に定める処分をする(規程第33条第1項、第45条、第53条)。

イ 証拠品担当事務官は、規程別表第2に規定された処分をするべき旨の命令の記載された没収領置票、領置票又は裁判

執行領置票を受領した場合において、その処分が国有財産法(昭和23年法律第73号)第2条に掲げる物以外の引継ぎであるときは、引継書(規程様式17号)により没収物の引継ぎをする(規程第33条第2項、第45条、第53条)。

ウ 証拠品担当事務官は、規程別表第2に規定された処分をするべき旨の命令の記載された没収領置票、領置票又は裁判執行領置票を受領した場合において、その処分が国有財産法第2条に掲げる物の財務局長への引継ぎであるときは、その処分命令の記載された当該領置票を国有財産事務分掌者(検察庁に所属する国有財産に関する事務を分掌する検事総長、検事長及び検事正をいう。)に提出する(規程第33条第3項、第45条、第53条)。

(5) 犯罪被害財産である没収物及び国際刑事裁判所に対する執行協力の実施に係る没収物の処分

ア 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成11年法律第136号。以下「組織的犯罪処罰法」という。)第13条第3項の規定による没収に係る裁判の執行により、国庫に帰属したものであるときは、有価物は規程第29条の規定に準じて売却して得られた金銭を、没収物が通貨又は換価代金であるときはその価額を、犯罪被害財産支給手続を行う検察官に、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律(平成18年法律第87号)に規定する給付資金として引継ぐ(規程第33条の2第1項)。

イ 国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律(平成19年法律第37号)第42条第1項第2号の規定による没収

に係る裁判の執行により、国庫に帰属したものであるときは、同法に規定する執行協力の実施に係る財産として引継書により検事正に引き継ぐこととなる（規程第33条の3第1項）。

(6) 没収された電磁的記録の消去等

没収物が電磁的記録に係る記録媒体に記録された電磁的記録であるときは、刑訴法第498条の2第1項の規定により、消去又は不正に利用されないようにする処分（以下「消去等」という。）をする（規程第41条の2第1項）。

証拠品担当事務官は、消去等をしたときは、消去等調書（規程様式24号の2）を作成して検察官に提出し、これを事件記録に編てつする（規程第41条の2第2項）。

第7 再審のための国庫帰属証拠品の保管

再審の請求・再審開始決定があった場合又は被告人や弁護人の言動、記録担当事務官からの通知等により再審の請求が予測される場合には、検察官の指示に従い、国庫に帰属した証拠品について廃棄等の処分をすることなく、相当の期間保管することとされている（規程第88条から第90条まで）。

第5章 執行事務

第1 執行事務

執行事務は、裁判の把握並びに死刑及び自由刑(注)の執行に関する事務である。

執行事務は、死刑及び自由刑の執行という、人の生命又は自由の剥奪を内容としており、人権に直接影響を及ぼすものであるため、執行担当事務官が行う事務処理は、迅速かつ適正でなければならない。

(注) 自由刑とは、懲役、禁錮及び拘留をいい、人の身体の自由を拘束する刑罰であるところから、自由刑と呼ばれる。

なお、令和4年6月13日に成立した刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）により、懲役及び禁錮が廃止され、これに代わるものとして拘禁刑が創設された。同法は、令和7年6月1日に施行される。

第2 執行事務の準則

執行事務の取扱手続は、執行事務規程（以下、この章において単に「規程」という。）により定められている。この規程は、裁判の把握並びに死刑及び自由刑の執行に関する事務の取扱手続を規定し、これを取り扱う職員の職務とその責任を明確にし、もってその事務の適正かつ迅速な運用を図ることを目的としている（規程第1条）。

第3 裁判の把握

1 裁判結果管理

終局裁判(注)の宣告があったときは、公判立会検察官において裁判要旨その他所定の事項を記入した裁判結果票(甲)(事

件事務規程様式 183 号)が公判担当事務官に送付され(件事務規程第 139 条第 1 項)、その裁判結果票(甲)の送付を受けた公判担当事務官は、検察システムにより裁判結果に関する事項を管理するとともに、その裁判結果を速やかに執行担当事務官に通知する(同条第 2 項)こととされているので、執行担当事務官は、その通知があったときは、検察システムにより、当該終局裁判の結果の内容を管理する(規程第 3 条前段。この場合、公判担当事務官は、公判受理情報を基に裁判結果情報を作成する。)

(注) 終局裁判とは、有罪・無罪の判決はもとより、免訴、公訴棄却、管轄違いの判決等当該審級を離脱せしめるような全ての裁判をいう。

2 裁判結果の確認

執行担当事務官は、公判担当事務官から終局裁判の結果の通知があったときは、検察システムにおいて、公判担当事務官が公開をした裁判結果情報を検索し、執行情報として仮登録した上で、裁判結果情報を基に、その内容に誤りがないかどうか裁判所に照会して確認する。内容に誤りがない場合には仮登録した執行情報の公開をする(規程第 3 条後段)。

このように特に慎重な取扱いをするのは、人権に直接影響を及ぼすため適正に行われることが求められる執行事務は、公判担当事務官の作成する裁判結果情報を基に作成された執行情報により行われることとなるので、特にその内容が正確でなければならないからである。

第4 裁判の執行

1 裁判の執行

裁判の執行とは、国家の強制力により裁判(判決・決定・命令)の内容を実現することをいう。

裁判は、確定した後、執行する(刑訴法第 471 条)。例外として、確定を待たずに直ちに執行できる場合と、確定しても直ちに執行できない場合とがある(注)。

(注) 確定を待たずに直ちに執行できる例としては、仮納付の裁判があり、罰金等について仮納付の裁判があれば、直ちに執行できる(刑訴法第 348 条第 3 項)。また、確定しても直ちに執行できない例としては死刑の判決があり、死刑の判決が確定しても、法務大臣の命令がなければ執行できない(刑訴法第 475 条第 1 項)。

2 裁判の確定

裁判の確定とは、裁判がもはや通常の上訴(控訴、上告、抗告)又はこれに準ずる不服申立てによって争うことができなくなった状態をいう。

裁判確定の一般的な場合は、次のとおりである。

(1) 上訴提起期間の経過による確定

上訴提起期間が、上訴の申立て又は上訴の放棄がなく経過したときは、裁判は確定する(注)。実務上、この場合を「自然確定」という。

(注) 地方裁判所等がした第一審の判決に対しては控訴することができ(刑訴法第 372 条)、控訴の提起期間(14 日、刑訴法第 373 条)内に控訴の申立て又は上訴の放棄がなかったときは、控訴提起期間の経過により、第一審の判決は確定する。この場合の判決確定の日は、判決宣告の日の翌日から起算して 14 日を経過した 15 日目である。

なお、上訴提起期間(刑訴法第 358 条)の計算は、初日(判決宣告の日などの裁判が告知された日)は算入しない(刑訴

法第55条第1項)。また、期間の末日が日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、年末年始(1月2日、3日又は12月29日から31日まで)に当たる場合には、その日を期間に算入しない(刑訴法55条第1項、第3項。例えば、判決宣告の日の翌日から起算した控訴提起期間の満了日である14日目が土・日や休日であった場合には、その休日等の翌日が満了日となる。)ので、注意を要する。

(2) 上訴の放棄による確定

検察官・被告人の双方が上訴の放棄(注)をしたときは、裁判は確定する。この場合、双方の放棄の日が異なる場合は、後の放棄の日が裁判確定の日となる。

(注) 刑訴法第359条以下参照。

(3) 上訴の取下げによる確定

上訴提起期間内に、上訴の申立てをし、かつ、取下げをした場合は、当事者の一方が上訴権を放棄しない限り、上訴提起期間の経過により、裁判は確定する(結果として自然確定と同様となる(注1))。

上訴提起期間経過後に上訴の取下げがあった場合には、その取下げの日が裁判確定の日となる(注2)。

(注1) 例えば、判決の宣告の日に被告人が控訴を申し立てたところ、宣告の日から7日経過した日にその控訴を取り下げた場合、被告人の上訴権は消滅し(刑訴法第361条)、検察官が上訴権を放棄しない限り、上訴期間の満了をもって、自然確定の場合と同様にその裁判は確定する。

(注2) 検察官・被告人の双方が上訴の申立てをしている場合は、その一方のみが取下げをしても裁判は確定しない。また、双方が取下げをしたときは、後の取下げにより確定する。このように事案によって異なるので、個々の事件について十分吟味する必要がある。

3 検察官による裁判の執行指揮

裁判の執行は、原則として、その裁判をした裁判所に対応する検察庁の検察官が指揮する(刑訴法第472条第1項)(注1)。

上訴の裁判又は上訴の取下げにより下級の裁判所の裁判が確定し、これを執行する場合には、上訴裁判所に対応する検察庁の検察官が執行指揮をする。ただし、訴訟記録が上訴裁判所に送付されないうちに上訴の取下げがあったときは、訴訟記録のある下級の裁判所に対応する検察庁の検察官が執行指揮をする(刑訴法第472条2項)(注2)。

このように、刑訴法第472条の規定により刑の執行指揮をすべき検察官を「執行指揮検察官」という(規程第9条)。

(注1) 例えば、東京地方裁判所で懲役2年の判決があり、控訴することなく確定した場合には、対応する東京地方検察庁の検察官がその刑の執行指揮をする。

(注2) 例えば、東京簡易裁判所で懲役1年の判決があり、被告人が控訴申立てをした場合、訴訟記録が東京高等裁判所に到達した後に控訴を取り下げたときは、東京高等裁判所に対応する東京高等検察庁の検察官が執行指揮をする。また、訴訟記録が東京簡易裁判所にあるうちに控訴を取り下げたときは、東京簡易裁判所に対応する東京区検察庁の検察官が執行指揮をする。

4 執行指揮の方式

刑の執行指揮は、書面でこれをし、その書面に裁判書又は裁判を記載した調書の謄本又は抄本を添付しなければならない(刑訴法第473条)。

この執行指揮を行うべき書面としては、死刑の執行指揮については死刑執行指揮書(規程様式4号)が、自由刑の執行指揮については執行指揮書(規程様式10号)が定められている。

5 執行機関

死刑及び自由刑の執行機関は、刑事施設職員である。したがって、死刑執行指揮書及び執行指揮書の宛先は、刑務所長又は拘置所長等刑事施設の長である。

6 執行方法

(1) 死刑

死刑は、刑事施設内の刑場において、絞首して執行する(刑法第11条第1項、刑事収容施設法第178条第1項)。死刑の執行は非公開であり、立会するのは、検察官、検察事務官及び刑事施設の長又はその代理者である(刑訴法第477条)。

(2) 懲役

懲役は、刑事施設に拘置して所定の作業を行わせる(刑法第12条第2項)。

(3) 禁錮

禁錮は、刑事施設に拘置する(刑法第13条第2項)。刑務作業に従事することを願い出て許されたときは、就業する(刑事収容施設法第93条)。

(4) 拘留

拘留は、刑事施設に拘置する(刑法第16条)。就業については、禁錮と同様である(刑事収容施設法第93条)。

第5 死刑の執行

1 死刑執行の上申

死刑は、法務大臣の命令によって執行するので、執行指揮検察官の所属する検察庁の長は、死刑の判決が確定したときは、法務大臣に対し、死刑執行上申書(規程様式3号)に刑事確定

訴訟記録(裁判所不提出記録を含む。)及びその裁判書の謄本2部を添えて提出し、死刑執行に関する上申をする(規程第9条)。

2 死刑の執行指揮

法務大臣が死刑の執行を命じたときは、5日以内にその執行をしなければならない(刑訴法第476条)。

検察官は、法務大臣から死刑の執行命令があったときは、死刑執行指揮書により、死刑囚が収容されている刑事施設の長に対し死刑の執行を指揮する(規程第10条第1項)。

死刑の執行に立ち会った検察事務官は、死刑執行始末書(規程様式5号)を作成する(刑訴法第478条、規程第10条第2項)。

3 法務大臣に対する報告

死刑の執行指揮検察官は、死刑の執行をしたときは速やかにその旨を法務大臣に報告する(規程第14条第1項第5号)。

4 死刑執行についての管理

死刑の執行が指揮されたとき、執行されたとき又はその執行指揮が囑託されたとき及びその囑託に係る手続が終了した旨の回答があったときは、執行担当事務官は、検察システムにより死刑執行に関する事項を管理する(規程第15条)。

この場合、死刑の執行指揮検察官の属する検察庁の執行担当事務官は、執行情報の「執行指揮」欄に刑執行指揮年月日、執行指揮検察官、執行指揮先(拘置所)、執行指揮囑託年月日その他死刑の執行に関する事項を入力する。

第6 自由刑の執行

1 執行指揮

懲役、禁錮又は拘留の判決が確定したときは、検察官は、執行指揮書により、刑の執行を指揮する（刑訴法第473条本文、規程第19条第1項）。

執行を指揮する検察官は、前記第4、3で述べた執行指揮検察官又はその検察官から執行指揮の囑託を受けた検察官である。

2 執行指揮書

執行指揮書は、刑の執行を受ける者ごとに作成する。

執行指揮書を作成する場合には、判決謄本又は判決抄本等により、刑の執行を受ける者の氏名、生年月日（年齢）、執行すべき刑名・刑期、確定の日、刑期の起算日（注1）、未決勾留日数の通算日数（注2）等の記載を正確にし、必要があるときは、関係記録も調査する（規程第19条第2項）。

執行指揮書には、裁判書又は裁判を記載した調書の謄本又は抄本を添付する（刑訴法第473条本文）。

（注1） 通常「刑の起算日」という。「刑の起算日」は被告人の拘禁状況等により異なるので注意を要する。①執行指揮する刑の事件で勾留されている場合には、裁判確定の日が刑期の起算日となり（刑法第23条）、②他の事件で勾留中の者については、執行指揮の日、③不拘禁の場合には、実際に刑事施設に収容した日、④収容状を執行した上で刑事施設に収容した場合は、収容状を執行した日、がそれぞれ刑期の起算日となる。

なお、別件の事件で服役中の者については、刑の起算日欄は空欄とし、備考欄に「服役中の刑に引き続き執行」すべき旨を記載する。

（注2） 執行指揮書の通算期間を記載する箇所には、「裁定未決〇日算入」、「法定未決〇日通算」のように本刑に通算され

る未決勾留日数を記載する。刑法第21条による算入を「裁定算入」、刑訴法第495条による通算を「法定通算」という。法定通算日数は、控訴又は上告申立期間の経過によるいわゆる自然確定の場合には、同条第1項の規定により、判決言渡しの日から確定日の前日までの期間の日数（通常15日）である。

なお、「未決勾留日数の本刑通算」とは、通算された日数だけ刑の執行を受け終わったものとみなすことであり、例えば、通算日数が30日であれば、30日分刑の執行を受け終わったものとみなされるので、残りの刑期を受刑することとなる。

様式第10号(刑訴法第473条、規程第19条、第21条、第34条)

執行指揮書

令和6年1月11日

△△拘置所長 殿

○○地方検察庁□□支部

検察官 検事 西 東 花 子 ㊟

次の者に対し、別紙判決謄本のとおり裁判が確定したから、直ちに執行されたい。

1 氏 名 甲 野 一 郎 (昭和46年11月8日生52歳)

2 執行すべき刑名刑期

懲役1年

3 通算期間 裁定未決30日算入

法定未決15日通算

4 確定の日 令和6年1月11日

5 刑の起算日 令和6年1月11日

6 前 科 なし

7 処遇上の参考事項

別添処遇上の参考事項調査票のとおり

8 備 考

令和5年10月6日 勾留

令和5年12月27日 判決言渡

(取扱者印 ㊟)

(注意) 1 裁判書若しくは裁判を記載した調査の謄本又は抄本を添付し、「別紙判決」の次にその区別を記載すること。

2 刑の一部の執行猶予が付された裁判である場合は、執行すべき刑名刑期欄に執行すべき刑名刑期を記載し、その横に「(一部執行猶予刑の実刑部分)」又は「(一部執行猶予刑の猶予部分)」を付記するとともに、備考欄に言渡しのあった刑名刑期等を記載すること。

3 規程第17条第2項の規定により執行の指揮をする場合には、必要な訂正を加えて使用すること。

4 事例に応じ、不要の文字を削ること。

3 拘禁中の者に対する執行指揮

拘禁中の被告人につき、懲役、禁錮又は拘留の刑が確定したときは、検察官は、速やかにその者が収容されている刑事施設の長に対して、その刑の執行を指揮する(規程第17条第1項)。

4 不拘禁の者に対する執行指揮

懲役、禁錮又は拘留の刑の言渡しを受けた者が拘禁されていないときは、検察官は、執行のため呼び出し(刑訴法第484条前段。なお、同条による呼出しを書面でするときは、封をした呼出状(規程様式9号)による(規程第18条第1項。))、本人が出頭したときは、言渡しを受けた本人であることを確認した上、刑事施設の長に裁判書の謄本が添付された執行指揮書とともに身柄を引き渡し、刑の執行を指揮する(規程第18条第2項)。実務上は、検察事務官が刑事施設に護送している。この場合、手錠の使用等強制力を行使することができる。

5 一部執行猶予刑の執行指揮

刑法第27条の2第1項(薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律(平成25年法律第50号)第3条の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定によりその一部の執行を猶予された刑(以下「一部執行猶予刑」という。)の執行指揮については、基本的には、通常 of 自由刑の執行指揮に関する規定に基づいて執行指揮を行う。

6 逃亡者に対する処置

(1) 収容状の発付

死刑又は自由刑の言渡しを受けた者が、呼出しに応じないとき、逃亡したとき又は逃亡するおそれがあるときは、検察官は、直ちに収容状(刑訴法第487条、規程様式12号)を

発付し（刑訴法第484条後段、第485条）、検察事務官又は司法警察職員に対してその執行を指揮する（規程第21条第1項）。

検察事務官又は司法警察職員は、収容状を執行したときは、速やかに身柄を検察官に引致しなければならない（注）。

検察官は、身柄の引致を受けたときは、執行指揮書により刑の執行指揮をする（規程第21条第4項）。

（注） 収容状の執行については、勾引状の執行に関する規定が準用される（刑訴法第489条、第73条第1項）。

(2) 検事長に対する収容の請求

死刑又は自由刑の言渡しを受けた者の所在地が分からないときは、検察官は、検事長に刑事施設への収容の請求をすることができる（刑訴法第486条第1項）。

収容の請求を受けた検事長は、その管内の検察官に収容状の発付を命じなければならない（刑訴法第486条第2項）。

この場合の収容の請求は、収容請求書（規程様式16号）により行い（規程第21条第2項）、検事長がその管内の検察官に収容状の発付を命ずるときは、収容状発付命令書（規程様式18号）によってなされる（規程第21条第3項）。

7 自由刑の執行についての管理

自由刑の執行指揮がなされたときは、検察システムによりその旨を管理する。

この場合、執行担当事務官は、検察システムの執行情報の「執行指揮」欄に刑執行指揮年月日、執行指揮検察官、執行指揮先（刑事施設）、執行すべき刑名刑期、未決勾留日数、刑の起算日、時効期間満了日その他刑の執行指揮に関する事項を入力する。

第7 その他の事務

死刑及び自由刑の執行に関連する主な事務は、次のとおりである。

1 刑の執行停止

(1) 死刑の執行停止

死刑の言渡しを受けた者が心神喪失の状態に在るとき又は死刑の言渡しを受けた女子が懐胎しているときは、法務大臣の命令によって死刑の執行を停止する（刑訴法第479条第1項、第2項）。

死刑の執行指揮検察官は、このような死刑の執行を停止する事由があると認められるときは、直ちに法務大臣に報告してその指揮を受け（規程第29条第1項）、法務大臣から死刑の執行を停止する命令があったときは、刑の執行停止書（規程様式26号）を作成し、死刑確定者が収容されている刑事施設の長に死刑の執行を停止した旨を通知する。この場合において、既に死刑の執行指揮がなされているときは、その執行を停止する旨を直ちに指揮する（規程第29条第4項）。

死刑の執行を停止した場合には、心神喪失の状態が回復した後又は出産の後に法務大臣の命令がなければ執行できない（刑訴法第479条第3項）。

(2) 自由刑の執行停止

自由刑の執行停止には、法律上必ず執行を停止しなければならない場合（実務上「必要的刑の執行停止」という。）と、検察官の裁量によって執行を停止する場合（実務上「任意的刑の執行停止」という。）がある。

ア 必要的刑の執行停止

自由刑の言渡しを受けた者が心神喪失の状態に在るときは、その状態が回復するまで刑の執行を停止しなければならない（刑訴法第480条）。

検察官は、刑事施設の長又は刑の言渡しを受けた者の関係人から、刑訴法第480条に規定する事由による自由刑の執行停止の上申があったときは、その事由を審査し（規程第30条第1項）、その事由があると認めるときは、刑の執行停止書を作成する（規程第30条第2項）。その者が刑事施設に収容中のときは、釈放指揮書により、刑事施設の長に対し、釈放の指揮をする。その指揮書には、刑の執行停止書の謄本を添付する。（規程第30条第3項）。

なお、必要的刑の執行停止は、検察官が自ら職権で行う場合もある（規程第30条第4項）。

イ 任意的刑の執行停止

自由刑の言渡しを受けた者が、刑の執行によって、著しく健康を害するとき又は生命を保つことのできないおそれがあるときなど、刑訴法第482条各号所定の事由があるときは、刑の執行を停止することができる。

検察官は、刑事施設の長、刑の言渡しを受けた者又はその関係人から刑訴法第482条各号に規定する事由による自由刑の執行停止の上申があったときは、その事由を審査し（規程第31条第1項）、その事由がある場合であって、刑の執行を停止するのが相当であると認めるときは、刑の執行停止書を作成する（規程第31条第2項）。この場合、釈放の手續及び検察官が自ら職権で行う場合があることについては、必要的刑の執行停止と同様である（規程第31

条第3項、第4項）。

ウ 刑の執行停止の事由がなくなったときには、検察官は直ちに、刑の執行停止取消書（規程様式32号）を作成し、当該取消書の謄本を添付した残刑執行指揮書（規程様式33号）又は執行指揮書により刑事施設の長に対して刑の執行を指揮する（規程第34条第1項）。

エ 刑の執行停止をしたときは、刑の時効の進行は停止する（刑法第33条第1項）。

2 刑の執行順序の変更

二以上の主刑の執行は、罰金及び科料を除き、重いものを先に執行する（刑訴法第474条本文）が、検察官の裁量によって重い刑の執行を停止して、他の軽い刑の執行をすることができる（刑訴法第474条ただし書）。これを刑の執行順序変更という。

刑の執行順序変更を行うのは、主として、受刑者に仮釈放の資格を早く取得させるためである（注）。

刑事施設の長から刑の執行順序変更の申請があった場合、検察官は、その事由を審査し（規程第39条第1項）、その事由があると認めるときは、刑の執行指揮前であれば、刑の執行順序変更書（規程様式37号）を作成し（規程第39条第2項）、刑の順序変更をされる者がその刑の執行を受けているときは、刑の執行順序変更指揮書（規程様式38号）により、その者が収容されている刑事施設の長に対しその指揮をする（規程第39条第3項）。

（注） 例えば、懲役2年と懲役1年の刑があり、重い懲役2年の刑を先に執行している場合、行刑成績が良好であれば、その刑期の3分の1を経過した後仮釈放が許される（刑法第28条）

ので、懲役2年の3分の1、すなわち8か月を経過した時点で刑の執行順序を変更し、第2刑である懲役1年の刑の執行に着手すれば、その刑期の3分の1、すなわち4か月を経過することにより、両刑につき仮釈放の要件を満たすこととなる。

3 刑執行猶予言渡しの取消し

- (1) 刑の執行猶予（刑法第25条）は、前記第6、5の一部執行猶予刑（刑法第27条の2）を含めて、法律の規定により取り消される場合がある。

刑の執行猶予言渡しの取消しには、刑法第26条又は第27条の4の必要的取消し、同法第26条の2又は第27条の5の裁量的取消し及び同法第26条の3又は第27条の6の競合した刑執行猶予の同時取消しの三つの場合があるが、これらの規定に該当するときは、検察官は、刑の執行猶予の言渡し取消請求書（甲の1（規程様式40号）から丙の2（規程様式46号）まで）により、刑の執行猶予の言渡しを受けた者の現在地又は最後の住所地を管轄する地方裁判所等に刑の執行猶予の言渡しの取消しを請求する（刑訴法第349条第1項、規程第41条第1項）（注）。

取消請求を受理した裁判所は、執行猶予の言渡しを受けた者又はその代理人の意見を聞いて決定をしなければならない（刑訴法第349条の2第1項）。取消請求の事由が、保護観察の遵守事項違反（刑法第26条の2第2号又は第27条の5第2号）の場合には、執行猶予の言渡しを受けた者の請求があれば、口頭弁論を経た上で決定をしなければならない（刑訴法第349条の2第2項）。

（注） 刑法第26条の2第2号又は第27条の5第2号による刑の執行猶予言渡しの取消請求をする場合には、その保護観察を実施している保護観察所長の申出を必要とする（刑訴法第349条第2項）。

(2) 取消決定後の手続

刑の執行猶予の言渡しの取消決定があり確定したときは、検察官は、速やかにその刑の執行を指揮する。この場合、執行指揮書には、刑の執行猶予の言渡しをした裁判書の謄（抄）本のほかに、刑執行猶予言渡し取消決定の謄本を併せて添付する（規程第45条）。

第6章 徴収事務

第1 徴収事務

徴収事務は、徴収金に係る裁判の執行に関する事務であり、徴収金とは、罰金、科料、追徴、過料、没取、訴訟費用、費用賠償、仮納付、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成12年法律第75号。以下「犯罪被害者等保護法」という。）第17条第1項の費用又は民事訴訟法（平成8年法律第109号。以下「民訴法」という。）第303条第1項の納付金をいう。

そして、徴収金は、いずれもその債権発生の原因が裁判に由来し、検察官の指揮又は命令により執行すべきものとされている。

徴収金に係る裁判の執行とは、徴収金を徴収することであり、納付義務者（徴収金に係る裁判の言渡しを受けた者等徴収金を納付すべき者をいう。）が、任意に現金等を納付すればこれを収納することにより執行は終了する。任意に納付しないときは、納付義務者の財産につき強制執行を行い、また、罰金又は科料を完納することができない者は、刑事施設内の労役場に留置する。

徴収事務は、徴収金に係る裁判結果の管理から、納付告知、現金等の収納、未納者に対する強制執行等の一連の事務であり、その主な事務は、次のとおりである。

- 1 徴収金に係る裁判結果の管理事務
- 2 徴収金に係る裁判の執行指揮に関する事務
- 3 納付告知事務
- 4 現金等の収納事務
- 5 未納者に対する強制執行等に関する事務

なお、徴収事務は、他の検務事務と異なり、会計年度（注）により処理する（徴収事務規程（以下、この章において単に「規程」という。）第4条）。

（注） 会計年度は、4月1日から翌年3月31日までを1年度としている。単に「年度」といった場合は、会計年度のことである。

第2 徴収金の種別

徴収金の種別は、既に説明したとおり10種類あるので、これらについて簡単に説明する。

1 罰金及び科料

罰金及び科料は、刑法第9条に主刑として規定される刑の一種であり、一定の金額の剝奪を内容とする刑であるところから、財産刑と呼ばれる。

罰金は、1万円以上とされ（減軽する場合は1万円未満に下げることができる。）、科料は、千円以上1万円未満である（刑法第15条、第17条、罰金等臨時措置法（昭和23年法律第251号）第2条）。

罰金又は科料を完納することができない者は、罰金は1日以上2年以下、科料は1日以上30日以下の期間、労役場に留置（注）する（刑法第18条）とされており、この点が、他の徴収金と異なる点である。

（注） 労役場留置については、判決等の主文で、例えば、「被告人を罰金10万円に処する。その罰金を完納することができないときは、金5,000円を1日に換算した期間被告人を労役場に留置する。」旨の言渡しがなされる。この例では、労役場留置日数は、20日である。

2 追徴

刑法第19条第1項第3号又は第4号の規定により没収する物の全部又は一部が費消等の事由により没収することができないときは、その物の価額を追徴することができる(これを任意的追徴という。刑法第19条の2)。また、収賄罪の賄賂である現金が既に消費されている場合(刑法第197条の5)や、公職における買収及び利害誘導罪(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第224条)等において、没収する物の全部又は一部が費消等の事由により没収することができない場合は、その物の価額を追徴するとされている(これを必要的追徴という)。これが追徴であり、実務上「追徴金」ともいう(注1)(注2)。

(注1) 追徴も、判決等の主文で「被告人から〇〇円を追徴する。」旨の言渡しがなされる。なお、上記以外に必要的没収及び追徴を定めているものとして、関税法(昭和29年法律第61号)第118条第1項、第2項、いわゆる麻薬特例法(平成3年法律第94号)第11条第1項、同法第13条第1項、組織的犯罪処罰法第13条第4項、同法第16条第3項、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第198条の2第1項、第2項などがある。

(注2) 組織的犯罪処罰法第16条第2項の規定による犯罪被害財産の価額を追徴金(以下「犯罪被害財産追徴金」という。)は、通常追徴金のように納付された現金等を国庫に歳入するのではなく、被害回復給付金支給制度(犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律(平成18年法律第87号))における給付資金とされ、検察官が保管することとなる。

3 過料

行政処分の一種であって、刑罰でなく、制裁として科せられる点から、行政罰と呼ばれる。

過料は、刑訴法第133条(身体検査のため召喚された者の出

頭拒否)、第160条(証人の宣誓等拒絶)、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(平成16年法律第63号)第111条(裁判員候補者の虚偽記載等)、第112条(裁判員候補者の不出頭等)等に規定する過料のほか、民訴法第192条(証人不出頭)、第200条(証言拒絶)、第201条(宣誓拒絶)、会社法(平成17年法律第86号)第976条(登記け怠等)等、戸籍法(昭和22年法律第224号)第136条(不正手段による届出等の閲覧)等、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第51条(不正手段による自己の本人確認情報の開示)等に規定されている。

なお、実務上、「科料」と「過料」とを区別するため、前者を「とがりょう」、後者を「あやまちりょう」「すぎりょう」と呼んでいる。

4 没取

刑訴法第96条に規定されている保釈保証金の没取をいう。
・保釈保証金は、現金を裁判所に納付するものであるが、裁判所が許す場合には、被告人以外の者が差し出した保証書をもって保証金に代えることができる(刑訴法第94条第3項)。現金を裁判所に納付した場合には、既に裁判所に提出されているので、その性質上、裁判所又は裁判官の指揮(刑訴法第472条第1項ただし書)により裁判所の職員が執行すべきであるとの見解の下に運用されており、保証書が差し出されている場合に限り、保証書記載の金額を検察官の指揮又は命令によって執行する。

なお、ここでの「没取」は、実務上、刑法第19条における「没収」と区別するために「ぼっとり」と呼んでいる。

5 訴訟費用

訴訟費用とは、刑事訴訟手続を行う上で要した費用のことで、証人の旅費・日当、国選弁護人の旅費・日当・報酬等であり、その範囲は、刑事訴訟費用等に関する法律（昭和46年法律第41号）で定められている。

訴訟費用の負担は、通常、判決等の主文で、「訴訟費用は、被告人の負担とする。」旨の言渡しがなされる。

6 費用賠償

費用賠償とは、刑訴法第133条（刑訴法第132条の規定により身体検査のための召喚を受けた者の不出頭）、第137条（身体検査拒否）、第150条（証人不出頭）、第160条（証人の宣誓拒絶）等刑訴法に定める費用の賠償をいう。

費用賠償を命ぜられる例は、極めて少ない。

7 仮納付金

仮納付金とは、仮納付を命ぜられた罰金、科料及び追徴である。

裁判所は、罰金、科料又は追徴を言い渡す場合において、判決の確定を待つてはその執行をすることができず、又はその執行をするのに著しい困難を生ずるおそれがあると認めるときは、被告人に対し仮に罰金、科料又は追徴に相当する金額を納付すべきことを命ずることができることとされており（刑訴法第348条第1項）、これを仮納付という（注）。

仮納付の裁判は、その確定前に執行することができる（刑訴法第348条第3項）。

- ・（注） いわゆる交通切符で処理される道路交通法違反事件などの略式命令における仮納付の裁判は、刑訴法第461条に規定する「付随の処分」と解されている。

8 犯罪被害者等保護法第17条第1項に規定される費用

被害者等で刑事裁判への参加を許された被害者参加人（刑訴法第316条の33）が、資力が乏しいなどの場合に請求することができる被害者参加弁護士を選定の請求（犯罪被害者等保護法第11条第1項）の際に提出する資力等を申告する書面（同条第2項各号）に関し、裁判所の判断を誤らせる目的でその資力及び療養費等の額について虚偽の記載のある書面を提出して裁判所の判断を誤らせたときは、裁判所は、決定により、被害者参加人から被害者参加弁護士の報酬等の費用を徴収することができる（同法第17条第1項）。

9 民事納付金

民事納付金とは、民訴法第303条第1項（控訴権濫用に対する制裁）の納付金をいう。民事納付金も、費用賠償と同様にその例は、極めて少ない。

第3 徴収事務の準則

徴収事務の取扱手続は、規程により定められている。この規程は、徴収金に係る裁判の執行に関する事務の取扱手続を規定し、これを取り扱う職員の職務とその責任を明確にし、もってその事務の適正かつ迅速な運用を図ることを目的としている（規程第1条）。また、徴収事務は、財産刑等の裁判の執行に関する事務であると同時に、国の歳入に関係のある事務でもあるから、その処理を厳正にし、他の疑惑を招くことのないようにしなければならない。そのため、規程では、徴収担当事務官は、絶対に現金には手を触れないことを原則としている。したがって、地方検察庁支部又は区検察庁のように職員数の少ない庁であっても、可能な限

り、徴収事務と現金を取り扱う会計事務（例えば、歳入金の収納事務）とは、同一職員が兼務しないこと（これを「相互けん制」という。）としている。

第4 徴収主任

検事総長は最高検察庁の、検事長は高等検察庁本庁及び同支部の、検事正は地方検察庁本庁、同支部及び管内区検察庁の検察事務官のうちから、それぞれの庁の徴収主任を任命する（規程第3条）。

徴収主任は、徴収担当事務官のうちの上級者（検務監理官、統括検務官、徴収担当の検務専門官、検務課長、検務第二課長、徴収係長など。）に命ずることとされている。

徴収主任は、徴収金の集計（規程第13条）、徴収金の一部納付及び納付延期に対する事情調査（規程第16条、第17条）、徴収・収納済通知書の確認、収入官吏への送付（規程第19条等）、犯罪被害財産追徴金提出書の確認及び歳入歳出外現金出納官吏への送付（規程第20条）、印紙納付書に貼付した印紙の消印等の手続（規程第24条）、訴訟費用予納金保管整理簿への登載及び歳入歳出外現金出納官吏への通知（規程第55条）、徴収金に関する統計報告（規程第64条）及び印紙納付調査書の作成、提出（規程第65条）を行うこととされており、徴収金に関する事務のいわば総締めくくりの事務を行うこととなる。これらの事務は、徴収事務において特に重要な事務であるから、事務の適正を期する趣旨から徴収主任が取り扱うこととされているのである。

第5 徴収手続

1 徴収金に係る裁判結果の管理

徴収金に係る裁判の執行を迅速適正に行うためには、まず、その裁判結果を的確に把握し、管理することが肝要である。

そこで、徴収担当事務官は、徴収金に係る判決又は交通事件即決裁判の宣告があったときは、公判事務及び執行事務を通じて検察システムにより管理された裁判結果等を基に、又は、徴収金に係る略式命令の送達その他の決定による裁判の告知があったときは、その裁判書の謄本等を基に、それぞれ徴収金に係る裁判結果等を検察システムにより管理することとされている（規程第6条）。

（注） ここで管理される被告人の身上や裁判の結果等は徴収番号により一元管理されており、実務上「徴収情報」と呼ばれている。

2 罰金等の裁判の執行指揮

徴収金に係る裁判が確定したときは、徴収担当事務官は、裁判書の原本又は謄本及び関係資料等に基づき、徴収金指揮印票（規程様式2号）を作成し、検察官の指揮印を受けるとともに、検察システムにより当該裁判の執行指揮に関する事項を管理する（規程第10条第1項）（注1）。

また、仮納付の裁判があったときは、徴収金指揮印票（仮納付）（規程様式3号）を作成し、検察官の指揮印を受ける（規程第10条第2項）。

徴収担当事務官は、規程第10条第1項又は第11条の規定により検察官の指揮印を受けたときは、検察システムの徴収情報を基に調定情報（注2）を作成する。

この調定情報を基に、徴収金に係る裁判の執行、つまり個々の納付義務者に対する徴収金の徴収が開始されることになるため、作成した調定情報に誤りがある場合等には、裁判の執行が適正に行われなくなるばかりでなく、国の歳入にも不当な影響を及ぼすことになるので、調定情報の作成は慎重に行う必要がある。

(注1) 訴訟費用については、裁判確定後、訴訟費用執行免除の申立てができるので、その申立期間(20日)が経過したとき(申立てがあったときは、その申立てについての裁判が確定したとき)に徴収金指揮印票を作成することとされている(刑訴法第500条、規程第11条第1項)。

また、没取については、裁判の確定を待たずに執行できるので、裁判があったときに徴収金指揮印票を作成することとされている(規程第10条第1項)。

(注2) 調定情報とは、調定番号により管理する徴収金に係る裁判の執行の管理に関する情報である。

3 納付告知及び督促

徴収金に係る裁判の執行の指揮がなされたときは、納付義務者に対し、納付告知書(甲)(規程様式5号)により納付すべき旨を告知する(注1)。

納付告知書には、納付すべき金額、納付期限等を記載する。

納付告知に当たっては、原則として、徴収金を直接日本銀行(本店、支店、代理店及び歳入代理店)に納付させるため納付告知書(甲)に納付書(規程様式6号)を添付する(規程第14条第1項)(注2)。

なお、日本銀行ではなく、検察庁に納付させることが相当である場合には、納付告知書(乙)(規程様式7号)による(規程第14条第2項)。

納付期限までに納付されなかったときは、納付書を添付した

督促状(甲)(規程様式8号)、督促状(乙)(規程様式9号)その他適宜な方法(注3)により納付を督促する(規程第15条第1項)。

前記の納付告知及び督促を行ったときは、検察システムの調定情報に必要な事項を入力するなどして管理する(規程第14条第4項、第15条第2項)。

(注1) 仮納付は、罰金、科料又は追徴に係る裁判の言渡しをした場合において、それに相当する金額を仮に納付すべきことを命ずる裁判であって、仮納付が命じられた場合には、本案の裁判の確定前に納付すべき旨を告知できる(規程第42条)。

(注2) 納付義務者が日本銀行に納付したときは、日本銀行から領収済通知書により検察庁に通知がなされる。

(注3) 適宜な方法として、電話、口頭等が考えられる。

4 現金等の収納

(1) 現金又は証券の収納

ア 納付告知又は督促により、納付義務者から徴収金(犯罪被害財産追徴金を除く。)について現金又は証券(注1)による納付の申出があったときは、徴収担当事務官は、検察システムにより収納すべき金額を確かめた上、徴収・収納済通知書(規程様式12号)に納付義務者の氏名、収納すべき徴収金の種別・金額等所定の事項を記入して、これを徴収主任に提出するとともに、検察システムによりその旨を管理する(規程第19条第1項)。

徴収主任は、提出のあった徴収・収納済通知書を確認した上、収入官吏に送付し、納付を申し出た者に現金又は証券を収入官吏に納付させる(規程第19条第2項)(注2)。

収入官吏は、送付を受けた徴収・収納済通知書に基づい

て納付を申し出た者から、直接、現金又は証券を受領し、領収証書を交付する。徴収・収納済通知書に収納した旨を記入してこれを徴収担当事務官に返送する(注3)。

徴収担当事務官は、返送のあった徴収・収納済通知書に基づいて検察システムに収納した年月日、金額等を入力するなどして管理する(規程第22条第1項第1号。そのほかの収納後の手続につき、同項各号及び規程第23条を参照。)(注4)(注5)。

- (注1) 徴収金を納付するために使用される証券は、小切手又は為替手形とされている(大正5年法律第10号「証券をもってする歳入納付に関する法律」)。なお、この証券については、政府発行のものに限られる等の一定の制限があることに注意を要する(大正5年勅令第256号「歳入納付に使用する証券に関する件」、大正5年司法省令第35号「司法省主管歳入証券納付に関する件」参照)。
- (注2) 徴収主任及び徴収担当事務官は現金を取り扱わないこととされているため、現金の納付は、収入官吏に直接させるものである。この場合には、徴収・収納済通知書は収入官吏に対する徴収通知書として使用されることになる。
- (注3) この場合には、徴収・収納済通知書は徴収主任に対する収納済通知書として使用されることになる。
- (注4) 日本銀行に納付があったときも、日本銀行から領収済通知書により徴収金を収納した旨の通知がなされる。
- (注5) 現金及び証券の納付は、日本銀行へ納付又は検察庁に出頭して行われるほか、郵送でも行われる場合がある。郵送における収納手続については、規程第21条を参照。

イ 犯罪被害財産追徴金について現金による納付の申出があったときは、これを保管金として取り扱う必要があるため、徴収担当事務官は、検察システムにより収納すべき

金額を確認した上、犯罪被害財産追徴金提出書(規程様式13号)に所定の事項を記入して徴収主任に提出するとともに、検察システムによりその旨を管理する。

徴収主任は、提出のあった犯罪被害財産追徴金提出書を確認し、これに検察官の記名押印を受けた上で歳入歳出外現金出納官吏に送付し、納付を申し出た者に現金を歳入歳出外現金出納官吏に提出させる。

納付を申し出た者から、直接、現金の提出を受けた歳入歳出外現金出納官吏は、犯罪被害財産追徴金受領証書(規程様式14号)を作成して徴収担当事務官に送付する(規程第20条)。

なお、犯罪被害財産追徴金は、その目的から現金納付に限定される。

(2) 印紙の収納

罰金、科料、追徴(犯罪被害財産追徴金を除く。)、過料、訴訟費用について印紙(収入印紙)による納付(注1)の申出があったときは、徴収担当事務官は、検察システムにより収納すべき金額等確かめた上、印紙納付書(規程様式17号)に納付義務者の氏名、徴収金の種別、金額等所定の事項を記入して印紙を貼り、これを徴収主任に提出する(規程第24条第1項)。

徴収主任は、納付すべき金額と印紙納付書に貼付されている印紙の金額とが合致するかどうかなど(注2)を確認した上、消印器により印紙に消印をするとともに印紙納付書に押印して検察官に提出し(規程第24条第4項第1号)、納付義務者等納付を申し出た者に対し、納付済証(規程様式18

号)(注3)を作成して交付し、又は郵送する(規程第24条第4項第2号)。

(注1) 仮納付を命ぜられた罰金、科料、追徴の仮納付金も、印紙により納付することができる(規程第44条第1項)。

(注2) 印紙が真正なものかどうか、二重使用等不正使用されていないかどうかなどをも確認する。

(注3) 納付済証は、印紙の領収証書である。なお、印紙収納後の手続について規程第25条を参照されたい。

5 未納者に対する措置

(1) 関係機関に対する照会

納付義務者が所在不明のとき、納付の督促に応じないとき又はその他の事由によって徴収金が納付されないときは、裁判執行関係事項照会書(甲)(規程様式9号の4)により、関係機関に対して納付義務者の所在や、資産の有無等必要な事項を照会する(規程第18条の3第1項)。

また、検察官は、裁判の執行に関して必要があると認めるときは、裁判官の発する令状により、差押え、記録命令付差押え、捜索又は検証をすることができ(刑訴法第509条第1項)、検察官は、差押・捜索・検証許可状請求書(規程様式9号の11)、記録命令付差押許可状請求書(規程様式9号の12)、身体検査令状請求書(規程様式9号の13)によりそれぞれ許可状を請求する(刑訴法第509条第3項、規程第18条の6)。

(2) 強制執行手続の依頼

納付義務者が、財産があるのに任意に納付しないときは、検察官は、徴収命令書(規程様式19号)を作成し、同命令書を添付した強制執行手続依頼書(規程様式20号)により

法務局長又は地方法務局長に対して強制執行の手続を依頼する(規程第26条第1項)。

強制執行は、有体動産については、その財産の所在地を管轄する地方裁判所所属の執行官により行われ、また、有体動産以外の財産については、その財産の所在地を管轄する地方裁判所によって行われる。

強制執行手続を依頼した法務局長又は地方法務局長から配当金(強制執行手続によって得られた金銭から強制執行の費用に充当すべきものを除いたもの)の交付についての通知を受けたときは、収納の手続をとる(規程第28条第1項、第3項から第5項まで)。

なお、検察官は、配当金を保管している者から直接日本銀行に納付させることが相当であると認めるときは、徴収担当事務官をしてその配当金を保管している者に対し納付書を送付させて、これにより納付させる(規程第28条第2項)。

(3) 労役場留置の執行

罰金又は科料に係る徴収金について納付義務者(注1)が完納することができない場合において、納付義務者を労役場に留置するときは、検察官の指揮により判決等に示されている期間その者を刑事施設に附置された労役場(刑事収容施設法第287条第1項)に留置して罰金又は科料の裁判を執行する。

検察官は、労役場留置をするときは、納付義務者を呼び出して(注2)本人であることを確認した上、刑事施設の長に対して労役場留置執行指揮書(規程様式21号)によりその執行を指揮する(規程第29条第1項)。

労役場留置執行指揮書には、執行すべき労役場留置日数（注3）、裁判確定の日、納付義務者の氏名等を記載し、裁判書の謄（抄）本を添付する（刑訴法第505条、第473条）。

労役場留置の執行中に、残額の全部が納付されたときは、直ちに釈放する。

（注1） 少年に対しては、労役場留置の言渡しをしない（ただし、特定少年（18歳以上の少年）を除く。少年法第54条、第67条第4項参照）。

（注2） 刑訴法第505条、第484条。なお、納付義務者が自由刑の執行中などの理由で刑事施設等に留置されている場合には、当該収容先の刑事施設の長に直接、労役場留置執行指揮書を交付して指揮すれば足りる（その場合の自由刑と労役場留置の執行の順序について、執行事務規程第40条参照）。

（注3） 徴収すべき金額を、判決等で示されている労役場留置1日換算金額で除して得た商が、執行すべき労役場留置日数である。

(4) 収容状の発付及び執行

罰金又は科料の納付義務者を労役場に留置すべき場合において、その者が呼出しに応じないとき又は逃亡したとき若しくは逃亡するおそれがあるときは、検察官は、収容状（規程様式23号）を発付し、検察事務官又は司法警察職員に対してその執行を指揮する（刑訴法第505条、第484条後段、第485条、規程第32条第1項）。

検察事務官又は司法警察職員は、収容状を執行したときは、できるだけ速やかに身柄を検察庁に引致しなければならない（刑訴法第505条、第489条、第73条第1項）。

検察官は、身柄が引致されたときは、労役場留置の執行指揮をする。

第7章 犯歴事務

第1 犯歴事務

犯歴事務は、有罪の確定裁判を受けた者の犯歴の把握及びその調査に関する事務である。

犯歴事務の内容は、犯歴、すなわち有罪の確定裁判（裁判の日、裁判所名、罪名、刑名刑期等）及びその裁判に係る刑の執行状況等の把握事務、戸籍事項や犯歴事項に誤りがあったときの訂正通知事務、犯歴の照会・回答事務のほか、本籍市区町村長に対する犯歴の通知事務、とん刑者等の把握事務である。

有罪の確定裁判を受けた事実の有無は、起訴・不起訴の決定及び求刑等のほか、裁判所の量刑、常習性の判断等の資料として極めて重要なものであるから、犯歴の的確な把握は、適正な検察運営及び裁判に不可欠である。したがって、犯歴担当事務官は、各種通知書等の作成に当たっては、裁判書の原本等に記載されている事項を正確に転記しなければならないし、また、誤って他人の犯歴を記載したりすることのないよう十分注意しなければならない。

第2 犯歴事務の準則

犯歴事務の取扱手続は、犯歴事務規程（昭和59年法務省刑総訓第329号大臣訓令。以下、この章において単に「規程」という。）により定められている。この規程は、犯歴の把握等に関する事務の取扱手続を規定し、これを取り扱う職員の職務とその責任を明確にし、もってその事務の適正かつ迅速な運用を図ることを目的としている（規程第1条）。

第3 犯歴の把握

1 把握の方法

犯歴を把握するための方法としては、犯歴を電子計算機(注)に記憶させて把握する方法と、有罪の確定裁判を受けた者の本籍地を管轄する地方検察庁本庁において犯歴票(規程様式19号)等を作成し、これにより把握する方法との二つの方法がとられている。なお、実務上、電子計算機により把握する犯歴を「電算化犯歴」、それ以外の犯歴を「非電算化犯歴」と呼んでいる。

(注) いわゆる犯歴前科システムについては、検察システムに統合されているものの、現行規程上「電子計算機」としているため、本章では現行規程に従って「電子計算機」の文言を用いて説明する。

2 電子計算機による把握

(1) 仕組み

犯歴を電子計算機に入力して集中管理する方法であり、有罪の確定裁判があったときは、その者の本籍又は国籍、氏名、生年月日の戸籍事項と、裁判の日、裁判所名、確定の日、罪名、刑名刑期等の犯歴事項を電子計算機に入力し、その後、刑の執行状況(例えば、刑執行終了年月日等)等を入力する。

入力は、地方検察庁本庁に設置されている端末機を操作して行う。

(2) 電子計算機により把握する犯歴

電子計算機により把握する犯歴は、次に掲げる裁判以外の有罪の裁判(以下「電算処理対象裁判」という。)であって、確定したものである(規程第2条)。

ア 本邦に本籍がある明治以前の出生者及び本邦に本籍が

ない大正以前の出生者に対する裁判

イ 本籍が明らかでない者に対する裁判

ウ 法人又は団体に対する裁判

エ 道路交通法、道路交通取締法、道路交通取締法施行令、道路交通取締令又は自動車の保管場所の確保等に関する法律違反の罪に係る裁判であって、罰金以下の刑に処し、又は刑を免除するもの(以下「道交裁判」という。)

(3) 電子計算機により把握するための事務手続

電算処理対象裁判を電子計算機に入力するための事務手続は、次のとおりである。

ア 執行指揮検察官の属する検察庁の犯歴担当事務官は、電算処理対象裁判が確定したときは、既決犯罪通知書(甲)(注1)(規程様式1、2号及び2号の2)を作成する(規程第3条第1項)。

イ 地方検察庁本庁の犯歴担当事務官以外の犯歴担当事務官(最高検察庁、高等検察庁、高等検察庁支部、地方検察庁の支部及び区検察庁の犯歴担当事務官)は、前記アにより既決犯罪通知書(甲)を作成したときは、これをその犯歴担当事務官の属する検察庁の所在地を管轄する地方検察庁本庁の犯歴担当事務官に送付する(規程第3条第3項)(注2)。

ウ 地方検察庁本庁の犯歴担当事務官は、前記アにより作成し、又はイにより送付を受けた既決犯罪通知書(甲)に基づいて、これに記載されている本籍又は国籍、氏名、生年月日、裁判の日、裁判所名、罪名、刑名刑期等のデータを自庁に設置されている端末機を操作して電子計算機に入

力する（規程第3条第2項）（注3）（注4）。

（注1） 既決犯罪通知書（甲）には、既決犯罪通知書（甲の1）、既決犯罪通知書（甲の2）及び外国人既決犯罪通知書の3種類がある。日本人電算犯歴に使用する既決犯罪通知書（甲の1）及び同通知書（甲の2）の用紙は、3枚1組の複写式となっており、1枚目は本籍市区町村長に対する通知用、2枚目は電算入力用（データ・シート）、3枚目は事件送致官署に対する処分結果通知用となっている。

また、外国人電算犯歴に使用する外国人既決犯罪通知書の用紙は、2枚1組の複写式となっており、1枚目は電算入力用、2枚目は事件送致官署に対する処分結果通知用となっている。

（注2） 例えば、相模原区検察庁の犯歴担当事務官は、既決犯罪通知書（甲）を作成したときは、同区検察庁の所在地を管轄する地方検察庁である横浜地方検察庁本庁の犯歴担当事務官に送付する。

また、名古屋高等検察庁金沢支部の犯歴担当事務官であれば、同支部の所在地を管轄する金沢地方検察庁本庁の犯歴担当事務官に送付する。

（注3） データシートは「氏名統一読み一覧表」や「罪名コード」等の各種コードによって作成されることとなっている。

（注4） 令和6年2月から、規程の改正により既決犯罪通知書（甲）等の電子計算機への登録は、地方検察庁本庁以外の犯歴担当事務官においても登録することが可能となっている。

また、刑の執行状況等を把握するために電子計算機に入力するための具体的な事務手続は、規程第4条に規定されている（規程第19条参照）。

3 犯歴票等による把握

(1) 仕組み

電算処理対象裁判以外の犯歴は、有罪の確定裁判を受けた者の本籍地を管轄する地方検察庁本庁（注）において集中管

理することとされており、有罪の確定裁判を受けた者の本籍・氏名・生年月日、裁判の日、確定の日、裁判所名、罪名、刑名、刑期・金額、刑の執行状況等を記載した犯歴票を作成の上保管し、これにより把握する。

なお、道交裁判については、その数が多く、犯歴票を作成すると膨大な事務量となるので、後記のとおり、犯歴票の作成に代えて交通切符原票等を保管することとしている。

（注） 法人又は団体にあつては、その本店又は主たる事務所の所在地。また、本籍が不明の者又は本邦に本籍がない大正以前の出生者にあつては、東京地方検察庁とされている。

(2) 犯歴票により把握する犯歴

犯歴票により把握する犯歴は、電子計算機により把握する電算処理対象裁判以外の犯歴であるが、道交裁判については、前記のとおり簡便な取扱いがなされているので、次に掲げる者（「非電算処理対象者」という。）に対する道交裁判以外の有罪の確定裁判の内容及びその裁判に係る刑の執行状況等である。

ア 明治以前の出生者

イ 本籍が不明な者

ウ 外国人のうち大正以前の出生者

エ 法人又は団体

(3) 犯歴票により把握するための事務手続

非電算処理対象者に対し有罪の確定裁判（道交裁判を除く。）があつた場合における執行指揮検察官の属する検察庁の犯歴担当事務官の事務手続は、次のとおりである。

ア 非電算処理対象者の本籍地を管轄する地方検察庁本庁

(以下「本籍地方検察庁」という。)の犯歴担当事務官であつて、その裁判が罰金以上の刑に処するものであるときは、犯歴票(及び既決犯罪通知書(乙)(規程様式20号)(注1))を作成する(その裁判が拘留若しくは科料であるとき又は刑を免除するものであるときは、犯歴票のみ作成する(規程第7条第1項第1号)。

犯歴担当事務官が非電算処理対象者の本籍地を管轄する地方検察庁以外の検察庁又はその検察庁の支部(以下「本籍地方検察庁以外の検察庁」という。)の犯歴担当事務官であるときは、既決犯罪通知書(乙)のみ作成する(規程第7条第2号)。

イ 本籍地方検察庁以外の検察庁に属する犯歴担当事務官が作成した既決犯罪通知書(乙)は、本籍地方検察庁の犯歴担当事務官に送付する(規程第7条第3項)(注2)。

本籍が不明な者等は東京地方検察庁本庁の犯歴担当事務官に、法人又は団体に係るものはその法人又は団体の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する地方検察庁本庁の犯歴担当事務官に送付する。

ウ 既決犯罪通知書(乙)の送付を受けた本籍地方検察庁の犯歴担当事務官は、それに基づいて犯歴票を作成する(規程第7条第2項本文)。

エ 前記ア又はウにより犯歴票を作成する場合、既に同一人について他に犯歴があるため犯歴票が作成されているときは、新たな犯歴票の作成に代えて、その犯歴票に所定の事項を追記する(規程第7条第2項ただし書)。この場合には、本籍、氏名、生年月日が同一であることを確認した

上、追記する。単に氏名等が類似するからといって安易に追記すると、全く別人に他人の前科が追加されてしまうこととなるおそれがあるので、同一人であるかどうかを調査・確認した上で処理するなど、十分注意しなければならない。

オ 犯歴票は、これに記載されている者の氏名を換数表に従つて数字化した上、その数字の順に整理し、キャビネット等に格納して保管する(規程第7条第5項、換数表について規程別表第2)。

(注1) 既決犯罪通知書(乙)は、2枚組で作成し、その1枚を本籍地方検察庁を經由して本籍市区町村長に、他の1枚を事件送致官署にそれぞれ送付する。

(注2) 例えば、横浜地方裁判所での有罪の確定裁判を受けた者の本籍地が東京都内であるときは、横浜地方検察庁の犯歴担当事務官は、既決犯罪通知書(乙)を作成して東京地方検察庁本庁の犯歴担当事務官に送付する。

様式第19号(規程第7条)(表)

[犯歴票]	1	2	3	4	5	6	7	8	9	国籍	
	2	1	5	0	1	4	9	1	住所	外国人登録番号 (年月登録) No	
	ふりがな		こう の		いち ろう				外国人登録番号 (年月登録) No		
	氏名		甲野		一郎				外国人登録番号 (年月登録) No		
	生年月日		昭和46年11月8日		〔 年時 歳 〕				不明		
	異名								不明		
									不明		
									不明		
									不明		
									不明		
裁判確定・猶予取消し・刑終了等		確定事項		裁判所名		罪名		刑名・刑期・金額等		備考	
令和5年 12月 27日 判決		上訴権放棄		〇〇地裁		暴行		1年 月 日		刑務所出所	
令和6年 1月 11日 確定		正式裁判取下		〇〇支庁				1年 月 日		現行少年(犯時 歳)	
令和 年 月 日 確定		控訴取下						15日 日		年間公民権停止 公民権不停止	
令和 年 月 日 確定		控訴取下						30日 日			
令和 年 月 日 確定		上告取下						1年 月 日			
令和 年 月 日 確定		上告取下						1年 月 日			
令和 年 月 日 確定		上告取下						1年 月 日			
令和 年 月 日 確定		上告取下						1年 月 日			
令和 年 月 日 確定		上告取下						1年 月 日			
令和 年 月 日 確定		上告取下						1年 月 日			

換数表

1	あ	い	う	え	お
2	か	き	く	け	こ
3	さ	し	す	せ	そ
4	た	ち	つ	て	と
5	な	に	ぬ	ね	の
6	は	ひ	ふ	へ	ほ
7	ま	み	む	め	も
8	や	ゆ	よ	わ	
9	ら	り	る	れ	ろ
0	ん				

備考1 氏名は、その読みに従い、氏及び名の上位の各4音を上記換数表によって各桁の数に換数して數字化する。氏又は名の音が3音以下のときは、これを數字化した数の末尾に4桁に達するまで0を加える。

2 濁音又は半濁音は、清音と同様に換数する。ただし、「ち、づ」は3に數字化する。

3 例：甲野 一郎 (こうの いちろう) 2150 1491
乙山 十郎 (おつやま じゅうろう) 1487 3819

(4) 道交裁判の把握

道交裁判は、前記のとおりその者の本籍地方検察庁において把握するが、その方法は、次のとおりである(注)。

ア 道交裁判が確定したときは、執行指揮検察官の属する検察庁の犯歴担当事務官は、既決犯罪通知書(丙)(規程様式31号)を作成する(規程第9条第1項前段)。

イ 本籍地方検察庁以外の検察庁の犯歴担当事務官は、これを本籍地方検察庁の犯歴担当事務官に送付する(規程第9条第3項)。

ウ 本籍地方検察庁の犯歴担当事務官は、前記アにより作成し、又はイにより送付を受けた既決犯罪通知書（丙）を、犯歴票と同様に氏名を換数表に従って数字化した上、犯歴票とは別個のキャビネット等に格納して保管する（規程第9条第2項）。

なお、事務の簡素化を図るため、その道交裁判が、道路交通法等違反事件迅速処理のための共用書式（いわゆる交通切符）又は反則金不納付事件迅速処理のための共用書式によって処理されたものであるときは、前者の書式についてはその2枚目を、後者の書式についてはその1枚目（これらを「切符原票」という。）を既決犯罪通知書（丙）に代えることとされている（規程第9条第1項ただし書）。したがって、これらの書式によって処理された道交裁判については、既決犯罪通知書（丙）を作成することなく切符原票を送付すれば足り、また、本籍地方検察庁では、切符原票記載の氏名を換数表に従って数字化して、既決犯罪通知書（丙）と共に保管する。

（注） 道交犯歴については、令和7年1月1日から電算化され、同日以降に確定した裁判から、電算対象犯歴として把握する運用が開始される予定である。

第4 刑の執行状況等の通知

有罪の確定裁判について、裁判の日、裁判所名、罪名、刑名刑期等を把握しただけでは、犯歴事務としては十分ではなく、その刑の執行状況等をも把握する必要がある。例えば、禁錮以上の刑の執行を終わった者が罰金以上の刑に処せられることなく10年を経過したときは、刑法第34条の2の規定により、刑の言渡し

はその効力を失う（「刑の消滅」という。）が、その判断をするためには、この10年の起算点である刑の執行終了日を把握しておく必要があるからである。

そのため、規程では、一定の事由が発生した場合、例えば、刑の執行が終了したときはその年月日を、刑の執行猶予の言渡しを取り消されたときはその年月日、取消決定裁判所名等を電子計算機に入力し、又は犯歴票にその旨の記載をするための通知等の事務手続を定めている（規程第4条、第8条、第10条、別表第1）。

第5 本籍市区町村長に対する通知

市区町村長は、市区町村における選挙人名簿の調製及びその市区町村に本籍を有する住民の身分証明事務処理上必要な犯罪人名簿を作成することとされているので、それに協力するため、罰金以上の有罪の裁判（道交裁判を除く。）が確定したときは、原則として、その裁判を受けた者の戸籍事務を管掌する市区町村長に対して既決犯罪通知書（甲）又は（乙）によりその旨を通知する（規程第3条第4項、第7条第4項）。

刑の執行状況等についても、所定の通知書（注）により同様に通知する（規程第4条第4項、第8条第4項）。

（注） 犯歴事務規程別表第1参照

第6 犯歴の照会・回答

1 犯歴の照会

- (1) 検察官又は検察事務官が、刑事事件について、他の検察庁の犯歴担当事務官に対し、被疑者等特定の者の犯歴を調査する必要があるときは、前科照会書（規程様式35号）によ

り照会する。ただし、急速を要するときは、電話など適宜な方法によることができる（規程第13条第1項）。規程は、他庁への照会手続を規定しているが、検察官又は検察事務官が自庁の犯歴担当事務官に対して犯歴の照会を行う場合も、規程に準じて行うこととされている（平成14年5月29日付け刑総第612号刑事局長通達「犯歴事務規程の一部を改正する訓令について」）。

(2) 前科の照会先は次のとおりである。

ア 電算処理対象犯歴

自庁本庁の犯歴担当事務官

イ 非電算処理対象犯歴

非電算対象犯歴の照会があったときは、照会を受けた犯歴担当事務官は、犯歴票等を手作業で調査する。具体的な照会先は次のとおりである（注）。

- | | |
|-----------------|----------------------------|
| ① 明治以前の出生者 | 本籍地方検察庁 |
| ② 道交裁判 | 同上 |
| ③ 本籍が不明な者 | 東京地方検察庁本庁 |
| ④ 外国人（大正以前の出生者） | 同上 |
| ⑤ 外国人に係る道交裁判 | 同上 |
| ⑥ 法人又は団体 | 本店又は主たる事務所の所在地を管轄する地方検察庁本庁 |

（注） 非電算処理対象者に対して道交裁判についても調査を必要とする場合には、必ず、前科照会書の余白にその旨を記載する。

2 犯歴の回答

電算処理対象犯歴、非電算処理対象犯歴及び道交犯歴について照会があったときは、照会を受けた犯歴担当事務官は、電子計算機又は保管している犯歴票等を調査し、犯歴がない場合は前科回答書により「前科不見当」の旨を回答し、犯歴がある場合には、電算処理対象犯歴については前科調書（甲）（規程様式37号）を、非電算処理対象犯歴及び道交裁判については、前科調書（乙）（規程様式38号）、前科調書（丙）（規程様式39号）又は前科調書（丁）（規程様式40号）をそれぞれ作成し（規程第13条第2項）、これを照会した検察官又は検察事務官に送付して回答する。

3 前科調書

前科調書は、犯歴担当事務官が、特定の者につき有罪の確定裁判を受けた事実を明らかにするために作成する書面であり、起訴・不起訴の判断資料の一つとなるほか、公訴を提起した場合には、証拠として裁判所に提出される。

前科調書は、このように重要なものであるから、作成する場合には、犯歴票等に記載されている事項を正確に記載しなければならない。また、照会に係る被疑者・被告人等の本籍、氏名、生年月日と犯歴票等に記載されている本籍、氏名、生年月日とが相違する場合には、同一人であるかどうかを慎重に検討し、他人の前科を記載するなどの過誤を生じないように十分注意する必要がある（注）。

（注） 令和6年2月以降は、検察官又は検察事務官が犯歴担当事務官に犯歴の照会をする際には、検察システムで照会し、犯歴担当事務官は、その前科の有無について、検察システムで回答することが可能となっている。

第7 とん刑者等の把握のための手続

とん刑者（自由刑又は財産刑の執行を免れるために逃亡している者）、逃亡被告人その他検察庁において所在を把握する必要がある者（以下「とん刑者等」という。）については、とん刑者等であることを知った検察庁の犯歴担当事務官は、その氏名等を電子計算機に入力するとともに、とん刑者カードを作成してこれを犯歴票等と共に保管し、犯歴照会があったときは、犯歴の調査と同時にとん刑者等であるかどうかをも調査し、とん刑者等であるときは、犯歴照会をした検察庁にその旨を通知し、また、とん刑者等の所在を調査している検察庁に対しても、犯歴照会があった旨を通知する（具体的な手続については、規程第15条から第17条までを参照）。

第8章 記録事務

第1 記録事務

記録事務には、刑事確定訴訟記録、裁判所不提出記録、不起訴記録、費用補償請求事件記録及び刑事補償請求事件記録の保管又は保存に関する事務や、保管記録等の閲覧に関する事務、保管記録等の廃棄に関する事務等がある。

なお、刑事確定訴訟記録は、当該被告事件について第一審の裁判をした裁判所に対応する検察庁の検察官が保管することとされており（刑事確定訴訟記録法（昭和62年法律第64号。以下「記録法」という。）第2条第1項）、また、不起訴記録は、不起訴の裁定をした検察官の属する検察庁で保存することとされているので、記録事務は、主として、地方検察庁及び区検察庁における事務である。

第2 記録事務の準則

記録に関する事務の取扱手続は、記録法のほか、記録事務規程（平成25年法務省刑総訓第6号大臣訓令。以下、この章において単に「規程」という。）により定められている。この規程は、刑事確定訴訟記録、裁判所不提出記録、不起訴記録、費用補償請求事件記録及び刑事補償請求事件記録の管理に関する事務の取扱手続を規定し、これを取り扱う職員の職務とその責任を明確にし、もってその事務の適正な運用を図ることを目的としている（規程第1条）。

第3 保管・保存記録の種類

保管又は保存する記録の主なものは、次のとおりである。

1 保管記録

刑事被告事件に係る訴訟の記録(注)で、訴訟終了後、第一審裁判所対応検察庁の検察官が保管するものをいい、「裁判書」と「裁判書以外の保管記録」に区分される(記録法第2条第1項、第2項、別表)。

(注) 刑事被告事件に係る訴訟の記録とは、①刑の言渡しがなされて確定した訴訟記録及び無罪、免訴、公訴棄却又は管轄違いの裁判がなされ確定した訴訟記録、②刑事被告事件の終局裁判その他当該被告事件に係る裁判の執行に影響を及ぼすべき当該被告事件終了後の訴訟記録(例えば、刑の執行猶予の言渡し取消請求事件(刑訴法第349条)、訴訟費用の負担を命じる裁判の執行の免除申立て事件(刑訴法第500条)など)をいう。

2 再審保存記録

再審の請求がなされた場合等再審の手続のために必要があるとして、保管期間満了後も保存することとされた訴訟記録である(記録法第3条)。

3 刑事参考記録

保管記録又は再審保存記録について、刑事法制及びその運用並びに犯罪に関する調査研究の重要な参考資料として、その保管期間又は保存期間の満了後も保存することが適当であるとして法務大臣から指定を受けた記録である(例えば、国政を揺るがせた犯罪に係る被告事件又は犯罪史上顕著な犯罪に係る被告事件等の確定記録等など)(記録法第9条)。

4 裁判所不提出記録

公訴を提起した事件の記録のうち、検察官が裁判所に証拠と

して提出しなかった残余の記録である。

5 不起訴記録

検察官が不起訴処分に付した事件の記録であり、不起訴裁定書に事件記録が添付されている。

第4 保管・保存期間

保管記録、裁判所不提出記録及び不起訴記録の保管・保存期間は次のとおりである。

なお、保管記録の保管期間は訴訟終了日の翌日から、不起訴記録の保存期間は不起訴裁定の日からそれぞれ起算する。

1 保管記録の保管期間(記録法別表(第2条関係))

(1) 裁判書

保管記録の区分	保管期間
1 死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に処する確定裁判の判決書	100年
2 有期の懲役又は禁錮に処する確定裁判の裁判書	50年
3 罰金、拘留若しくは科料に処する確定裁判又は刑を免除する確定裁判の裁判書	20年(法務省令で定めるものについては、法務省令で定める期間)
4 無罪、免訴、公訴棄却又は管轄違いの確定裁判 (1) 死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係るもの	15年

(2) 有期の懲役又は禁錮に 当たる罪に係るもの	5年
(3) 罰金、拘留又は科料に 当たる罪に係るもの	3年
5 控訴又は上告の申立てに ついての確定裁判（1から 4までの確定裁判を除く。） の裁判書	控訴又は上告に係る被 告事件についての1から 4までの確定裁判の区分 に応じて、その裁判の裁判 書の保管期間と同じ期間
6 その他の裁判の裁判書	法務省令で定める期間

(2) 裁判書以外の保管記録

保管記録の区分	保管期間
1 刑に処する裁判により終 結した被告事件の保管記録	
(1) 死刑又は無期の懲役若 しくは禁錮に処する裁判 に係るもの	50年
(2) 20年を超える有期の懲 役又は禁錮に処する裁判 に係るもの	30年
(3) 10年以上20年以下の 懲役又は禁錮に処する裁 判に係るもの	20年
(4) 5年以上10年未満の懲	10年

役又は禁錮に処する裁判 に係るもの	
(5) 刑の一部の執行猶予を 言い渡す裁判に係るもの	8年
(6) 5年未満の懲役又は禁 錮に処する裁判（(5)の裁 判を除く。）に係るもの	5年
(7) 罰金、拘留又は科料に 処する裁判に係るもの	3年（法務省令で定める ものについては、法務省 令で定める期間）
2 刑の免除、無罪、免訴、公 訴棄却又は管轄違いの裁判 により終結した被告事件の 保管記録	
(1) 死刑又は無期の懲役若 しくは禁錮に当たる罪に 係るもの	15年
(2) 有期の懲役又は禁錮に 当たる罪に係るもの	5年
(3) 罰金、拘留又は科料に 当たる罪に係るもの	3年
3 その他の保管記録	法務省令で定める期間

2 裁判所不提出記録の保管期間（規程第23条）

裁判所不提出記録の保管期間は、その事件の裁判書以外の確定記録の保管期間と同じである。したがって、実務では、裁判所不提出記録は、確定記録と共に保管している。

3 不起訴記録の保存期間（規程第25条第1項）

不起訴記録の区分	保存期間
1 事件事務規程第75条第2項16号から第18号まで、又は第20号の裁定主文に係る不起訴記録（本表第3号②に規定するものを除く。）	
(1) 人を死亡させた罪であつて禁錮以上の刑に当たるもの（死刑に当たるものを除く。）について	
ア 無期の懲役又は禁錮に当たる罪に係る事件のもの	30年
イ 長期20年の懲役又は禁錮に当たる罪に係る事件のもの	20年
ウ ア及びイに掲げる罪以外の懲役又は禁錮に当たる罪に係る事件のもの	10年
(2) 人を死亡させた罪であつて禁錮以上の刑に当たるもの以外の罪について（本号③に規定するものを除く。）	
ア 死刑に当たる罪に係る事件のもの	25年

イ 無期の懲役又は禁錮に当たる罪に係る事件のもの	15年
ウ 長期15年以上の懲役又は禁錮に当たる罪に係る事件のもの	10年
エ 長期10年以上15年未満の懲役又は禁錮に当たる罪に係る事件のもの	7年
オ 長期5年以上10年未満の懲役又は禁錮に当たる罪に係る事件のもの	5年
カ 長期5年未満の懲役若しくは禁錮又は罰金に当たる罪に係る事件のもの	3年
キ 拘留又は科料に当たる罪に係る事件のもの	1年
(3) 次に掲げる罪について	
ア 刑訴法第250条第3項第1号に掲げる罪（刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和5年法律第66号。以下「改正法」という。）附則第4条第1項又は第2項の規定により同号に掲げる罪と	20年

みなされるものを含む。)に係る事件のもの	
イ 刑訴法第 250 条第 3 項第 2 号に掲げる罪 (改正法附則第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により同号に掲げる罪とみなされるものを含む。)に係る事件のもの	15 年
ウ 刑訴法第 250 条第 3 項第 3 号に掲げる罪 (改正法附則第 4 条第 2 項の規定により同号に掲げる罪とみなされるものを含む。)に係る事件のもの	12 年
2 事件事務規程第 75 条第 2 項第 15 号又は第 19 号の裁定主文に係る不起訴記録 (本表第 3 号(2)に規定するものを除く。)	5 年
3 次に掲げる不起訴記録	
(1) 事件事務規程第 75 条第 2 項第 1 号から第 14 号までの裁定主文に係る不起訴記録 (本号(2)に規定するものを除く。)	1 年

(2) 道路交通法違反事件又は自動車の保管場所の確保等に関する法律違反の不起訴記録であって、区検察庁の検察官がした不起訴処分に係るもの	1 年
---	-----

また、事件事務規程第 75 条第 2 項第 16 号から第 18 号まで又は第 20 号の裁定主文に係る不起訴記録で、上記 3 の表の左欄 1 の(3)アからウまでに掲げるもののうち、その被害者が犯罪行為が終わった時に 18 歳未満である事件のものについては、左欄 1 の(3)アからウまでに掲げる不起訴記録の区分に応じ、不起訴の裁定をした日から起算して同表の右欄に定める期間に当該犯罪行為が終わった時から当該被害者が 18 歳に達する日までの期間に相当する期間を加算した期間保存する (規程第 25 条第 2 項)。

なお、不起訴記録の保存に関する特例として、上記のほか、事件事務規程第 75 条第 2 項第 16 号から第 18 号まで、又は第 20 号の裁定主文に係る不起訴記録のうち、人を死亡させた罪であって死刑に当たるものについては、被疑者の年齢が満 100 歳に達した日までの間保存することとされている (規程第 26 条第 1 項)。

第5 記録等の保管・保存

1 保管記録

保管検察官が保管記録の送付を受けたときは、記録担当事務

官は、検察システムにより、保管番号、保管区分、保管記録冊数、裁判書の保管終期年月、裁判書以外の保管記録の保管終期年月、不提出記録の有無その他保管記録の管理に関する事項を入力して管理するとともに、保管番号を裁判書及び裁判書以外の保管記録の表紙に表示する（規程第3条第1項）。

保管番号は、確定年次に従い裁判書以外の保管記録の区分及び保管記録ごとに番号を付し、暦年ごとに改める（規程第3条第2項）。

裁判書は保管記録から抜き取り、保管番号順に編てつして保管し、裁判書以外の保管記録は保管番号順に倉庫等に格納して保管する（注1）（注2）（注3）。

（注1） 裁判書と裁判書以外の保管記録では、その保管期間に違いがあるため（前記第4、1を参照）、誤廃棄防止の観点から別々に保管するものである。

（注2） 上訴審で確定した確定記録は、上訴審裁判所から第一審裁判所に送付され、そこから対応する検察庁に送付される。例えば、第一審の対応検察庁がさいたま地検である場合、東京高裁で控訴審が確定したときは、当該訴訟の記録は東京高裁からさいたま地裁に送付され、その後、さいたま地裁からさいたま地検に引き継がれることとなる。

（注3） 記録庫の狭あい化の解決策として、平成28年度から、一部の保管・保存記録について、その保管・保存を民間業者に委託する「外部保管委託の運用」が開始されている。

2 不起訴記録

検察官により不起訴処分に付された事件記録の送付を受けたときは、記録担当事務官は、検察システムにより、保存番号、保存区分、保存記録冊数、保存終期その他不起訴記録の管理に関する事項を入力して管理するとともに、保存番号を不起訴・

中止裁定書に表示する（規程第28条第1項）。

保存番号は、不起訴記録の区分及び不起訴記録ごとに番号を付し、暦年ごとに改める（規程第28条第2項）（注）。

不起訴記録は、保存番号順に倉庫に格納して保存する。

（注） 保存番号の付与の仕方は保管記録と同様であるが、不起訴記録の区分は規程第25条に掲げる区分であることに注意する。なお、保存の年は当該裁定の日が基準となる。

第6 記録の閲覧

確定記録は、その保管又は裁判所若しくは検察庁の事務に支障がある場合（注1）を除いては、誰でも閲覧することができる（刑訴法第53条第1項本文）。ただし、例外として、弁論の公開を禁止した事件等の訴訟記録は、訴訟関係人等のほかは閲覧することができない（刑訴法第53条第2項、記録法第4条）。

保管している確定記録について閲覧の請求があったときは、検察官は、閲覧の許否を決定する。

閲覧を許すときは、閲覧請求者に閲覧手数料を納付させた上、所定の手続を経て、記録を閲覧させる（注2）（注3）。

（注1） 事務に支障がある場合とは、次のような場合である。

- 1 休日や裁判所又は検察庁の勤務時間外の場合
- 2 多数の者が入れ替わり立ち替わり閲覧を申請して、裁判所又は検察庁の職務に差し支える場合
- 3 証拠品の処理や訴訟費用の算定その他裁判確定後の事務処理に使用している場合など、現に当該訴訟記録を使用中である場合
- 4 関連事件の捜査、裁判に不当な影響を及ぼすおそれがある場合

（注2） 閲覧手数料は、記録1件につき、1回150円であり（刑事確定訴訟記録閲覧手数料令（昭和62年政令第379号））、現金又は収入印紙により納付させる。記録の量が多い場合など閲覧が二日以上にわたる場合には、二日目以降の閲覧につい

ても、その都度、閲覧手数料を徴収する。

(注3) 閲覧等に関する手続は、規程第13条から第17条までに定められているので参照されたい。

第7 裁判書謄本等の交付

被告人その他の訴訟関係人は、自己の費用で、裁判書又は裁判を記載した調書の謄本又は抄本の交付を請求することができる(刑訴法第46条)ので、この請求があったときは、検察官の許可を受けた上、謄本又は抄本を作成して交付する(手続につき、規程第33条参照)。

費用は、1枚につき、60円であり(刑事訴訟法施行法(昭和23年法律第249号)第10条第1項)、現金又は収入印紙により納付させる。

第8 記録の貸出し

検察官等から、捜査の必要上などの理由により、確定記録又は不起訴記録の貸出しの依頼があったときは、当該記録の貸出しをする。

記録を貸し出したときは、検察システムに貸出情報を入力して把握するとともに、随時、貸出し先に用済みであるかどうかを照会して、早期に返還を求めるなど、記録の紛失等の防止に留意しなければならない。

第9 裁判書謄本の送付

検察官等から、捜査・公判の遂行上必要のため、保管している判決書の謄本の送付依頼があったときは、当該謄本を作成して依頼のあった検察官等に送付する。この場合、氏名や生年月日のみ

で確認すると、同姓同名の別の事件の裁判書を送付することとなりかねないので、必ず、言渡し裁判所、確定年月日、刑名・刑期等を確認し、誤りのないように留意する。

第10 記録の廃棄

確定記録及び不起訴記録等の保管又は保存期間が満了したときは、記録担当事務官は、廃棄目録(規程様式7号)を作成し、保管(保存)検察官に提出して廃棄の命令印を受ける(規程第10条第1項)。

廃棄は、その性質上、焼却し、又は溶解して廃棄するのが相当であるとされている。

廃棄したときは、検察システムにより廃棄年月日を入力し、その旨を管理する(同条第2項)。

研修教材

六訂 検務事務入門

昭和60年2月 初版発行
平成2年3月 改訂版発行
平成7年3月 三訂版発行
平成14年3月 四訂版発行
平成26年3月 五訂版発行
令和6年3月 六訂版発行

発行所 法務総合研究所
印刷所 株式会社ブルーホップ